

# 第3回幕別町使用料等審議会 議案

日時 令和3年10月26日(火) 19時

場所 幕別町役場3階 会議室3-A・B・C

〔会議次第〕

1 会長挨拶

2 委員紹介

3 報 告

報告第1号 各関係団体等への基本方針(案)の説明について

4 議 事

議案第1号 幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)について(継続  
審議)

5 スケジュール等について

6 その他

報告第1号

各関係団体等への基本方針(案)の説明について

議案第1号

幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)について (継続審議)

## 幕別町使用料等審議会委員名簿

所 属 団 体	氏 名
幕別町商工会	かとう まさのり 加藤 正則
北洋銀行幕別支店	はしざか ひでき 橋坂 英樹
幕別町消費者協会	すぎやま つきみ 杉山 月水
幕別町次世代育成支援対策地域協議会	よこやま とおる 横山 徹
幕別町忠類地域住民会議	もり とおる 森 徹
幕別町社会福祉協議会	たかはし ひらあき 高橋 平明
幕別町老人クラブ連合会	おかだ ますみ 岡田 益美
幕別町校長会	きた あつし 喜多 敦
幕別町体育連盟	わだ りょうじ 和田 良治
幕別町体育連盟	たかみち あきお 高道 昭夫
幕別町文化協会	みやもと あきら 宮本 彰
公募	うらしま つとむ 浦島 勉
公募	くにやす ひろみ 國安 廣美
公募	さかもと ひろみ 坂本 浩美
公募	まえの よしお 前野 義雄
公募	まつもと ゆきえ 松本 幸枝

## 事 務 局

企画総務部長	やまぎし のぶお 山岸 伸雄
企画総務部政策推進課長	しらさか ひろし 白坂 博司
企画総務部政策推進課副主幹	なるみ ゆきや 鳴海 走也
企画総務部政策推進課副主幹	こでら ひろし 小寺 博志
企画総務部政策推進課副主幹	くさかべ たかひこ 日下部 孝彦

## 第3回幕別町使用料等審議会資料

日時 令和3年10月26日（火）19時

場所 幕別町役場3階 会議室3-A・B・C

- |       |                             |        |
|-------|-----------------------------|--------|
| 【資料1】 | 使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)新旧対照表 | (事前配布) |
| 【資料2】 | 使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)      | (事前配布) |
| 【別紙1】 | 公共施設使用料の性質別分類一覧             | (事前配布) |
| 【別紙2】 | 行政区別コミュニティ活動使用施設一覧表(案)      | (事前配布) |
| 【資料3】 | 減免基準別関係団体等一覧                | (事前配布) |
| 【資料4】 | 執行機関・附属機関一覧                 | (事前配布) |
| 【資料5】 | 公共施設の新旧使用料一覧(令和元年度決算)       | (当日差替) |
| 【資料6】 | 各関係団体等への基本方針(案)の説明について      |        |
| 【資料7】 | 使用料・手数料の見直しスケジュール           |        |

使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)新旧対照表

【旧】	【新】	備考																																										
<p style="text-align: center;">使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)</p> <p>I 使用料について 2 見直しの基本方針</p> <p><b>【基本方針(案)9頁】</b></p> <p>(4) 減額・免除基準の整理・統一化</p> <p>① 団体等の利用にかかる基準</p> <p>公共・公益上の使用に限り、次の表のとおり、減額・免除することを統一基準とします。</p> <table border="1" data-bbox="50 621 1196 905"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>減額・免除内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 町が自ら使用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>2 町内の保育所・幼稚園・小中学校において、町が認める行事のために使用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>3 町スポーツ少年団登録団体並びに町内の中学校及び高等学校の部活動において、本来の目的のために使用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>4 町が共催する行事のために使用する場合</td> <td>免除</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>町が共催する行事のために使用する場合、施設によっては備付物件を使用する際、配置及び調整を外部発注するケースもあることから、貸室等の使用料は免除としますが、備付物件の使用料については5割減額とします。</u></p> <p>② 個人利用にかかる基準</p> <p>個人利用施設では、障がい者の自立促進や青少年の健全育成を支援・推進する観点から、減額・免除措置について、次の表のとおり取り扱います。</p> <table border="1" data-bbox="50 1375 1178 1539"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>減額・免除内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 中学生以下の者が利用する場合</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>2 高校生が利用する場合</td> <td><u>一般料金の3割減額</u></td> </tr> <tr> <td>3 障がいのある者が利用する場合（及び介助者1名まで）</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	対 象	減額・免除内容	1 町が自ら使用する場合	免除	2 町内の保育所・幼稚園・小中学校において、町が認める行事のために使用する場合	免除	3 町スポーツ少年団登録団体並びに町内の中学校及び高等学校の部活動において、本来の目的のために使用する場合	免除	4 町が共催する行事のために使用する場合	免除	対 象	減額・免除内容	1 中学生以下の者が利用する場合	無料	2 高校生が利用する場合	<u>一般料金の3割減額</u>	3 障がいのある者が利用する場合（及び介助者1名まで）	無料	<p style="text-align: center;">使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)</p> <p>I 使用料について 2 見直しの基本方針</p> <p><b>【基本方針(案)9頁】</b></p> <p>(4) 減額・免除基準の整理・統一化</p> <p>① 団体等の利用にかかる基準</p> <p>公共・公益上の使用に限り、次の表のとおり、減額・免除することを統一基準とします。</p> <table border="1" data-bbox="1237 621 2383 1142"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>減額・免除内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 町が自ら使用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>2 町内の保育所・幼稚園・小中学校及び高等学校（特別支援学校を含む）※1において、町が認める行事のために使用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>3 町スポーツ少年団登録団体並びに町内の中学校及び高等学校の部活動において、本来の目的のために使用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>4 町が構成員となっている団体及び町が事務局を担っている団体において、本来の活動目的及び活動内容のために使用する場合（親睦団体を除く）※2</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>5 法令等に基づき委嘱または任命された者・団体が、公益的な目的のために使用する場合※3</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>6 町が共催する行事のために使用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>7 社会福祉協議会のボランティアセンターに登録する団体が、ボランティア活動のために使用する場合※4</td> <td>免除</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>町が共催する行事のために使用する場合、貸室等の使用料は免除としますが、備付備品等を使用する際の使用料は5割減額とします。※5</u></p> <p>② 個人利用にかかる基準</p> <p>個人利用施設では、障がい者の自立促進や青少年の健全育成を支援・推進する観点から、減額・免除措置について、次の表のとおり取り扱います。</p> <table border="1" data-bbox="1237 1375 2365 1539"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>減額・免除内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 中学生以下の者が利用する場合</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>2 高校生が利用する場合</td> <td><u>無料※6</u></td> </tr> <tr> <td>3 障がいのある者が利用する場合（及び介助者1名まで）</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	対 象	減額・免除内容	1 町が自ら使用する場合	免除	2 町内の保育所・幼稚園・小中学校及び高等学校（特別支援学校を含む）※1において、町が認める行事のために使用する場合	免除	3 町スポーツ少年団登録団体並びに町内の中学校及び高等学校の部活動において、本来の目的のために使用する場合	免除	4 町が構成員となっている団体及び町が事務局を担っている団体において、本来の活動目的及び活動内容のために使用する場合（親睦団体を除く）※2	免除	5 法令等に基づき委嘱または任命された者・団体が、公益的な目的のために使用する場合※3	免除	6 町が共催する行事のために使用する場合	免除	7 社会福祉協議会のボランティアセンターに登録する団体が、ボランティア活動のために使用する場合※4	免除	対 象	減額・免除内容	1 中学生以下の者が利用する場合	無料	2 高校生が利用する場合	<u>無料※6</u>	3 障がいのある者が利用する場合（及び介助者1名まで）	無料	<p>※1【高等学校（特別支援学校を含む）の免除】</p> <p>幕別町子どもの権利に関する条例において「町は、子ども（18歳未満の者）に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければなりません」と規定していることから、同条例の制定趣旨に鑑み、町内の特別支援学校を含む高等学校の使用料を免除とするもの。</p> <p>※2【町が構成員となっている団体及び町が事務局を担っている団体の免除】</p> <p>町が構成員となっている団体は、町が自ら使用する場合と同様であることから使用料を免除とするもの。</p> <p>なお、町が構成員となっている団体とは、団体の規約・会則等において、設立団体、構成団体または構成員等に幕別町と記載されている団体をいう。</p> <p>町が事務局を担っている団体は、町職員が公務で会議等に出席し、公共的及び公益的な活動を行っていることから使用料を免除とするもの。</p> <p>なお、町が事務局を担っている団体とは、団体の規約・会則等において、事務局または事務局が役場や担当課等と記載されている団体をいう。</p> <p>※3【法令等に基づき委嘱または任命された者・団体の免除】</p> <p>行政相談委員や民生委員などは、行政相談委員法や民生委員法に基づき国から委嘱され、公共的及び公益的な活動を行っていることから使用料を免除とするもの。</p> <p>※4【ボランティア活動に対する免除】</p> <p>社会福祉協議会のボランティアセンターに登録する団体が行うボランティア活動は、公益や地域貢献を目的とした奉仕活動であることから使用料を免除とするもの。</p> <p>※5 文言整理</p> <p>※6【高校生が利用する場合、無料】</p> <p>幕別町子どもの権利に関する条例において「町は、子ども（18歳未満の者）に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければなりません」と規定していることから、同条例の制定趣旨に鑑み、高校生の個人利用にかかる使用料については、「一般料金の3割減額」から「無料」へ変更とするもの。</p>
対 象	減額・免除内容																																											
1 町が自ら使用する場合	免除																																											
2 町内の保育所・幼稚園・小中学校において、町が認める行事のために使用する場合	免除																																											
3 町スポーツ少年団登録団体並びに町内の中学校及び高等学校の部活動において、本来の目的のために使用する場合	免除																																											
4 町が共催する行事のために使用する場合	免除																																											
対 象	減額・免除内容																																											
1 中学生以下の者が利用する場合	無料																																											
2 高校生が利用する場合	<u>一般料金の3割減額</u>																																											
3 障がいのある者が利用する場合（及び介助者1名まで）	無料																																											
対 象	減額・免除内容																																											
1 町が自ら使用する場合	免除																																											
2 町内の保育所・幼稚園・小中学校及び高等学校（特別支援学校を含む）※1において、町が認める行事のために使用する場合	免除																																											
3 町スポーツ少年団登録団体並びに町内の中学校及び高等学校の部活動において、本来の目的のために使用する場合	免除																																											
4 町が構成員となっている団体及び町が事務局を担っている団体において、本来の活動目的及び活動内容のために使用する場合（親睦団体を除く）※2	免除																																											
5 法令等に基づき委嘱または任命された者・団体が、公益的な目的のために使用する場合※3	免除																																											
6 町が共催する行事のために使用する場合	免除																																											
7 社会福祉協議会のボランティアセンターに登録する団体が、ボランティア活動のために使用する場合※4	免除																																											
対 象	減額・免除内容																																											
1 中学生以下の者が利用する場合	無料																																											
2 高校生が利用する場合	<u>無料※6</u>																																											
3 障がいのある者が利用する場合（及び介助者1名まで）	無料																																											

【旧】	【新】	備考				
<p>【基本方針(案)10頁】</p> <p>(5) 適用範囲の特例</p> <p><u>行政区のコミュニティ活動については、行政区ごとに別に定める公共施設（別紙2参照）を使用する場合に限り、本基本方針の適用範囲の特例として使用料を免除します。</u></p> <p>【基本方針(案)16頁】</p> <p>Ⅲ 見直しの対象、新料金の適用時期、定期的な見直し及び町としての努力</p> <p>2 新料金の適用時期</p> <p>本基本方針に基づく新たな使用料・手数料の適用時期は、<u>令和4年4月</u>を予定しています。</p> <p>したがって、原価計算等を行った上で、使用料・手数料の額を定めた後、<u>令和3年9月末まで</u>に条例改正を行うものとします。</p> <p>【基本方針(案)17頁】</p> <p>Ⅳ 町民負担の急激な上昇などを防ぐための方策（激変緩和措置）</p> <p>使用料・手数料の見直しに伴う町民負担の急激な増減を抑制するため、現行料金より著しく高額になるときは、原則、現行料金の1.5倍を限度（現行料金が100円の場合のみ2倍を限度）とし、また、現行料金が無料、若しくは料金が未設定となっているときは、原則、理論上の適正料金の50%を限度として、定期的な検証結果を踏まえ、段階的に見直すこととします。</p> <p>ただし、見直し後の料金が、民間や周辺自治体の同種、類似の使用料・手数料に比べて著しく高額となり利用率の低下が見込まれる場合、または、著しく低額となり民間の営利事業を圧迫することが見込まれる場合などは、実情に応じて料金の見直しを調整することとします。</p>	<p>【基本方針(案)10頁】</p> <p>(5) 適用範囲の特例</p> <p><u>行政区の地域コミュニティ活動（公区長連絡協議会や子ども会育成連絡協議会等、複数の行政区による地域コミュニティ活動を含む）で、行政区ごとに別に定める公共施設（別紙2参照）を使用する場合に限り、本基本方針の適用範囲の特例として使用料を免除します。</u></p> <p><u>また、単位老人クラブによる地域コミュニティ活動についても同様の取扱いとします。</u></p> <p><u>※ 複数の行政区による地域コミュニティ活動、または複数の行政区の住民が会員となっている単位老人クラブによる地域コミュニティ活動については、別紙2にある当該複数の行政区に対応する公共施設のいずれかを使用する場合に限り使用料を免除します。※7</u></p> <p>【基本方針(案)16頁】</p> <p>Ⅲ 見直しの対象、新料金の適用時期、定期的な見直し及び町としての努力</p> <p>2 新料金の適用時期</p> <p>本基本方針に基づく新たな使用料・手数料の適用時期は、<u>令和4年10月</u>を予定しています。</p> <p>したがって、原価計算等を行った上で、使用料・手数料の額を定めた後、<u>令和4年3月末まで</u>に条例改正を行うものとします。</p> <p>【基本方針(案)17頁】</p> <p>Ⅳ 町民負担の急激な上昇などを防ぐための方策（激変緩和措置）</p> <p>使用料・手数料の見直しに伴う町民負担の急激な増減を抑制するため、現行料金より著しく高額になるときは、原則、現行料金の1.5倍を限度（現行料金が100円の場合のみ2倍を限度）とし、また、現行料金が無料、若しくは料金が未設定となっているときは、原則、理論上の適正料金の50%を限度として、定期的な検証結果を踏まえ、段階的に見直すこととします。</p> <p>ただし、見直し後の料金が、民間や周辺自治体の同種、類似の使用料・手数料に比べて著しく高額となり利用率の低下が見込まれる場合、または、著しく低額となり民間の営利事業を圧迫することが見込まれる場合などは、実情に応じて料金の見直しを調整することとします。</p> <p><u>なお、現在も減免の適用がなく使用料を徴収している、葬儀、営利目的等での使用及び町民以外または町外団体による使用を除き、町民または町内団体の使用については、見直し後の2年6か月の間は下表のとおり激変緩和措置を設けることとする。※8</u></p> <table border="1" data-bbox="1270 1602 2050 1692"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>減額・免除内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年10月1日～令和7年3月31日</td> <td>5割減額</td> </tr> </tbody> </table>	期間	減額・免除内容	令和4年10月1日～令和7年3月31日	5割減額	<p>備考</p> <p>※7【適用範囲の特例の拡充】</p> <p>公区長連絡協議会や子ども会育成連絡協議会、単位老人クラブは、活動の主旨に鑑み、行政区の地域コミュニティ活動の醸成を図るための活動として、使用料を免除とするもの。</p> <p>※8【町民または町内団体への激変緩和措置】</p> <p>現在、町民及び文化協会や体育連盟の加盟団体を含め、町内で活動している多くの団体は使用料が免除されている状況にある。</p> <p>しかしながら、今後は受益者負担の原則等に基づき、使用料を徴収することになるが、町民負担の急激な上昇を防ぐために、現在も減免の適用がなく使用料を徴収している、葬儀、営利目的等での使用及び町民以外または町外団体による使用を除き、町民または町内団体の使用については、見直し後の2年6か月間に限り、激変緩和措置により使用料を軽減するもの。</p>
期間	減額・免除内容					
令和4年10月1日～令和7年3月31日	5割減額					

# 使用料・手数料の見直しに関する基本方針 (案)



令和3年 月  
幕別町

# 目 次

はじめに	1
I 使用料について	2
1 見直しの適用範囲	2
2 見直しの基本方針	3
(1) 受益者負担の原則の徹底	3
(2) 算定方法の明確化	4
① 原価算定の基本的な考え方	4
② 原価計算の基礎	5
(3) 施設の性質別分類と受益者負担割合の整理	6
① 「施設分類」の考え方	6
② 「受益者負担割合」の考え方	7
③ 算定方法	7
(4) 減額・免除基準の整理・統一化	9
① 団体等の利用にかかる基準	9
② 個人利用にかかる基準	9
③ 町長等が特に必要と認める基準	10
(5) 適用範囲の特例	10
(6) その他の基準	10
① 営利目的等の取扱い	10
② 使用料の前納と還付	10
③ 使用料の単位	10
④ 曜日、使用時間帯別による使用料の格差	11
⑤ 冷暖房加算	11
⑥ 附帯設備・備品などの物品の使用料	11
⑦ 指定管理者制度を導入している施設の取扱い	11
II 手数料について	12
1 見直しの適用範囲	12
2 見直しの基本方針	13
(1) 受益者負担の原則の徹底	13
(2) 算定方法の明確化	14
① 原価算定の基本的な考え方	14
② 原価計算の基礎	14
(3) 算定方法	15
(4) 減額・免除	15
(5) 手数料の単位	15
III 見直しの対象、新料金の適用時期、定期的な見直し及び町としての努力等	16
1 見直しの対象	16
2 新料金の適用時期	16
3 見直しの時期	16
4 サービスの充実、利用者拡大施策の実施と経費削減の努力	16
IV 町民負担の急激な上昇などを防ぐための方策（激変緩和措置）	17

## はじめに

幕別町では、「行政改革の最終目標は行政サービスの向上」にあるとの基本的な認識の下、昭和 62 年の「第 1 次行政改革大綱」を皮切りとして、平成 28 年 3 月に「第 4 次行政改革大綱」を策定し、時代の潮流に合わせながら、効率的な行政運営と財政の健全化を推進してきたところです。

「第 4 次行政改革大綱」における推進計画の推進項目として 39 項目設定していますが、その中で「使用料・負担金等受益者負担の見直し」及び「公共施設使用料減免の見直し」を掲げ、「使用料・負担金等の積算根拠及び減免基準の見直しと見直しサイクルの検討」を具体的な実施項目としています。

地方公共団体が提供する公共サービスは、広く住民の皆様から徴収した税金により賄われていますが、サービスにより利益を受ける者が特定されるものについては、全てを税金で賄うと、利益を受ける者と受けない者との不公平が生じることから、利益を受ける者に一定の費用等の負担を求めることとしています（受益者負担の原則）。

本町における現行の使用料・負担金等については、分担金、負担金といった主に法令等により算定根拠が定められているものや、水道料金など見直しを行っているものがある一方、多くの使用料・手数料については設定以降、物価や人件費は上昇傾向で推移し、サービスの提供にかかる費用は増加しているものの、全般的な見直しがなされておらず、現在まで同じ金額で据え置かれたものもあります。

このことから、使用料・手数料について、算定方法等を明確化（ルール化）することで料金の適正化を図るとともに、受益者負担の原則の徹底及び減免基準の見直しにより、負担の公平性・公正性を確保することを目的に、「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」を策定します。

## I 使用料について

使用料とは、地方公共団体の行政財産の目的外使用または公の施設の使用の対価として、その利益を受ける者から徴収する料金のことです（本基本方針では、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 225 条に規定する使用料とします）。

---

### # 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（使用料）

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定（行政財産の目的外使用）による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

## 1 見直しの適用範囲

今回の見直しの範囲は、使用料の算定方法を明確化（ルール化）する観点から、公の施設のうち、誰でも利用が可能であり、かつ、使用に伴いかかる経費（光熱水費、人件費等実費相当額）と使用料（対価）の関係において、一定のルールに基づき統一的な算定方法により料金設定することが可能な施設（一般的な貸館（貸室）の性格を有する施設）とします。

このことから、公営住宅など法令等により一定の基準が示されている施設、町営牧場、幼稚園、へき地保育所、学童保育所など役務やサービスの提供が伴う施設及び公営企業概念から独立採算を前提とするスキー場などについては、一定のルールに基づき統一的な算定方法により使用料を設定することによらないことから、本基本方針における見直しの適用除外とし、それぞれ施設の目的、性質等に応じて、個別に使用料を見直すこととします。

このほか、公園（パークゴルフ場の個人利用を含む）や、体育施設のうちスケートリンクなどについては、施設の形態等から利用者の把握・管理が困難な施設であることから、現行どおり使用料を設定しないこととして、見直しの対象外とします。

区 分	施 設
基本方針適用施設	コミュニティセンター、札内コミュニティプラザ、近隣センター、町民会館、百年記念ホール、公民館、集団研修施設こまはた、農業者トレーニングセンター、幕別運動公園野球場、幕別運動公園陸上競技場、札内スポーツセンター、忠類体育館、白銀台スキー場宿泊ロッジ、農業担い手支援センター（宿泊室を除く）、ふるさと味覚工房、ふれあいセンター福寿（生活支援ハウスを除く）
基本方針適用施設(※)	まなびや、幕別運動公園体育施設（野球場、陸上競技場を除く）、札内スポーツセンターテニスコート、忠類野球場、忠類テニスコート、依田公園体育施設、札内川河川緑地体育施設、町民プール、パークゴルフ場（大会等使用に限る）、ナウマン公園キャンプ場、老人健康増進センター、老人福祉センター、趣味の作業所、保健福祉センター
基本方針適用除外施設	
法令等により一定の基準が示されている施設	公営住宅（特定公共賃貸住宅、町営住宅を含む）
役務やサービスの提供が伴う施設	町営牧場、幼稚園（延長保育）、へき地保育所、学童保育所
独立採算を前提とする施設	スキー場、上下水道
その他統一的な算定方法によらない施設	考古館、ふるさと館、忠類ナウマン象記念館、ナウマン温泉ホテルアルコ、道の駅・忠類、小中学校（学校開放）、公営住宅駐車場、墓地、葬斎場、道路、公園、幕別町行政財産使用料条例（昭和57年条例第8号）に基づく目的外使用
見直し対象外施設	交通公園鉄道資料館、駅前駐輪場、スケートリンク、パークゴルフ場（個人利用に限る）、屋外ゲートボール場

※ 現時点において使用料が設定されていない施設ではありますが、施設を使用する者と使用しない者との「負担の公平性・公正性」を確保する観点から、見直し適用施設とします。

## 2 見直しの基本方針

使用料の見直しに当たっての基本方針は次の4項目です。

- (1) 受益者負担の原則の徹底
- (2) 算定方法の明確化
- (3) 施設の性質別分類と受益者負担割合の整理
- (4) 減額・免除基準の整理・統一化

### (1) 受益者負担の原則の徹底

使用料は、公共施設等の利用者からその使用の対価として納付されるものであり、利用者の立場に立つと安価であればあるほど高い効用が得られますが、この場合、公共施設の管理運営等に要する経費は税金で賄われることとなり、町民全体の負担となります。

このため、施設を使用する者と使用しない者との「負担の公平性・公正性」を確保する観点から、利用者に応分の負担を求めることとします。

## (2) 算定方法の明確化

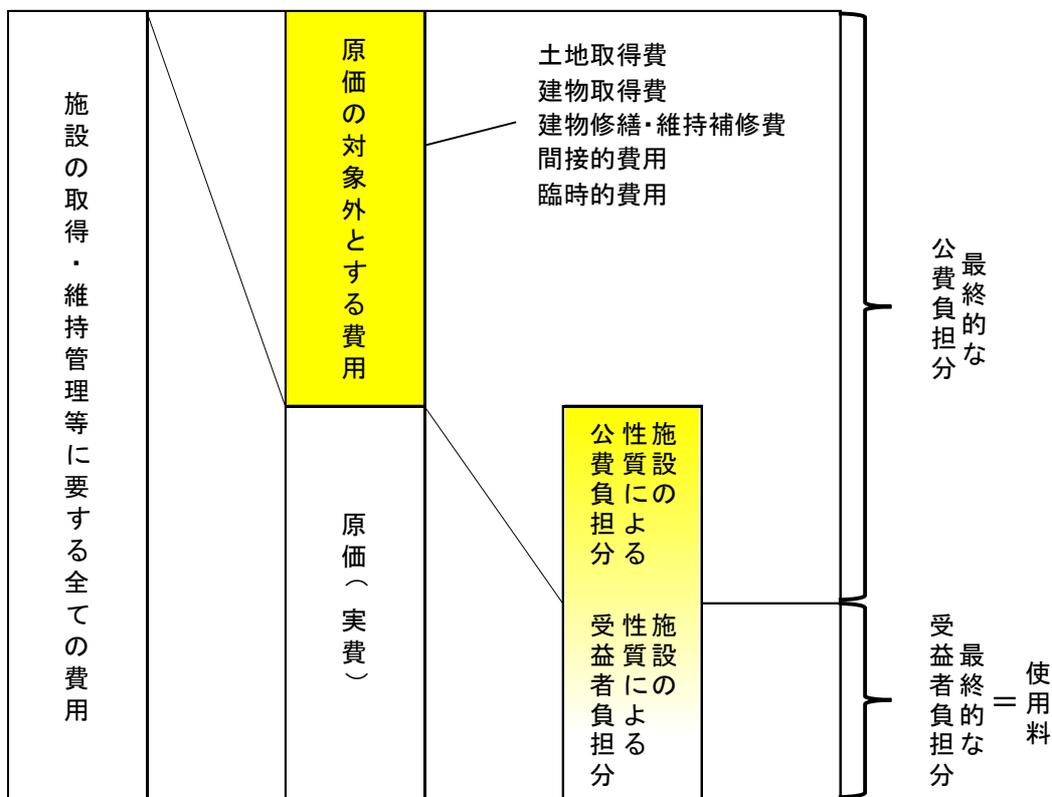
応分の負担を求める受益者や町民の皆様に分かりやすく説明するためには、使用料算定の積算根拠を明確にし、原価のあり方や負担割合等の基本的な考え方を整理する必要がありますことから、次のとおり使用料に関する基本算定式を設定します。

<b>基本算定式</b>	<b>使用料 = 原価 × 受益者負担割合</b>
--------------	---------------------------

原 価：施設の管理運営等に要する費用

受益者負担割合：対象とする施設が「日常生活に不可欠か（必需性）」、「民間による提供が難しいか（市場性）」といったサービスの性質（公共性の強弱）による町（公費）と受益者の負担割合

### 【使用料の算定イメージ】



### ① 原価算定の基本的な考え方

コスト算定に用いる年数は、複数年の実績に基づき積算する方が精度は上がりますが、公の施設に係る管理運営等に要する費用は、年度間においてそれほど大きな差が生じないため、膨大な事務量に対して効果は少ないと考えられます。

このため、原価算定に用いる対象年度は、原則として算定を行おうとする年度の**前年度の決算額**によるものとします。

ただし、前年度の決算額が過去3年間の決算額と乖離が大きい場合は、3年間の平均値を使用します。また、経常経費でありながら、毎年度発生しない費用（2年に1度発生する費用など）は、単年度当たりの費用を算入します。

なお、算定年度に新たに発生する費用は、対象費用として算入します。

## ② 原価計算の基礎

原価計算の基礎については、行政で使用する民間企業的な会計手法を用いた行政コスト計算の手法を基本に用いることとします。

行政コスト計算は、平成13年3月に総務省が「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」で示したものであり、これによると経費は、「人にかかる費用」、「物にかかる費用」、「移転支出的な費用」及び「その他の費用」に大きく分類されますが、このうち、施設の管理運営等に要する経費である「人にかかる費用」及び「物にかかる費用」を、**原価計算の基礎**とします。

### 【原価に算入する費用】

区 分	費 用	内 容
人にかかる費用	人件費	サービス業務や施設を管理運営するための業務に、直接従事する職員に要する費用。
物にかかる費用	物件費	サービス提供や施設を管理運営するための、需用費、役務費及び備品購入等に要する費用。

### 【「人にかかる費用」と「物にかかる費用」の内訳】

人にかかる費用	人件費	報酬	施設の管理を実務として行っている者に対する費用。	
		給料		
		職員手当等		
		共済費		
物にかかる費用	物件費	旅費	施設の管理を実務として行っている者の出張に要する費用。	
		需用費	消耗品費	事務用品などの消費的な物品の取得等に要する費用。
			燃料費	
			光熱水費	
			印刷製本費	
			食糧費	
		役務費	通信運搬費	郵便料や電話料など施設が受けたサービスの対価として支出する費用。
			手数料	
			自動車損害保険料	
			建物災害保険料	
		委託料		施設の運営及び保守点検等の作業を外部委託する費用。
		使用料及び賃借料		コピー機の使用や車両の借上げなどサービス提供及び施設の管理運営に要する費用。
		備品購入費		机や椅子など長期間その形状を変えずに使用し、かつ保存できる物品の取得に要する費用（概ね100万円未満）。

## 【原価に算入しない費用】

区 分	理 由
土地の取得に要した費用	土地は他の有形固定資産のように、原価を将来に渡って費用配分するという減価償却の考え方をもたない。また、年数の経過により資産価値が減少するものではなく、施設が廃止された後も町（町民全体）の資産として残るため、原価として算入しない。
建物の取得に要した費用及び修繕・維持補修に要した費用	建物は町の施策として、それぞれの行政目的を持って建設されたものであり、建設や修繕等に要した費用は、すべての町民に利用の機会を提供するための費用であるとの考えから、原価として算入しない。
その年度のみ一時的・臨時的に要した費用（災害による現場の復旧に要した費用など）	災害等の特殊事情により一時的・臨時的に要した費用など、通常のサービスを提供するに当たり、直接関連しない費用は原価として算入しない。

### (3) 施設の性質別分類と受益者負担割合の整理

町が提供するサービスには、町民の日常生活に必要で、市場原理によっては提供されにくい施設から、民間においても類似の施設が存在するものまで多岐にわたっています。

このため、受益者負担の原則のみに基づき各サービスの価格を設定することは困難であることから、施設を2つの性質に分類し、その分類ごとに「**公費負担**」と「**受益者負担**」の割合を設定します。

#### ① 「施設分類」の考え方

施設の性質については、日常生活を送る上で施設の必要性が高いものなのか低いものなのか（必需性）、民間において提供されるなど施設に市場の代替性があるか否か（市場性）の基準で分類します。

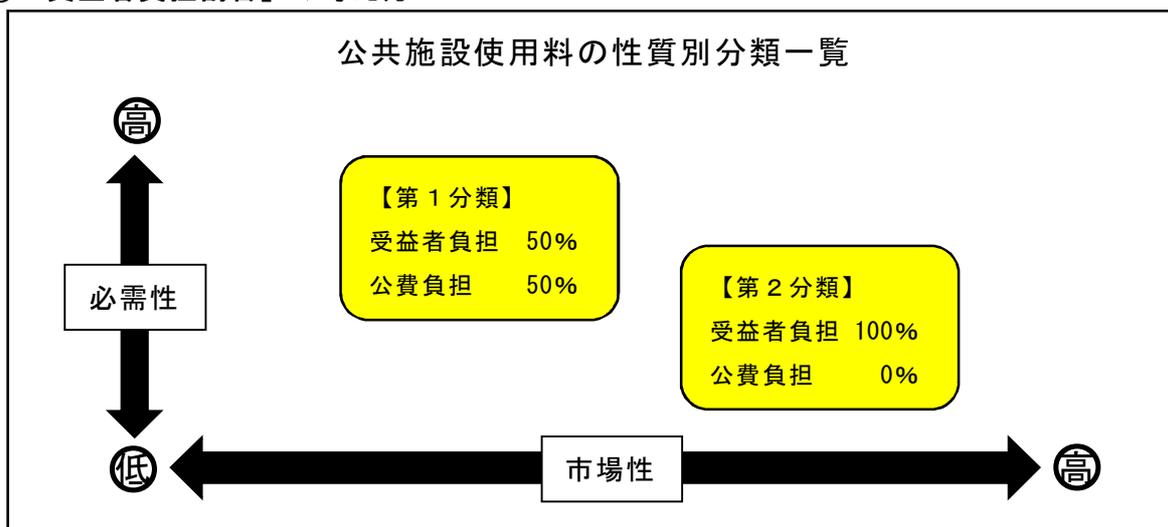
#### ア 施設の必需性

必需性の高い施設	日常生活上、ほとんどの人が必要とするサービスを提供する施設
必需性の低い施設	生活や余暇をより快適で潤いのあるものとするため、特定の町民が恩恵を受ける施設

#### イ 施設の市場性

市場性の高い施設	市場原理により、民間でも提供可能なサービスを提供する施設
市場性の低い施設	市場原理では提供されにくく、主として行政が提供する施設

## ② 「受益者負担割合」の考え方



本基本方針の適用施設（現行、使用料を徴収していない施設を含む。）については、受益者負担の原則に基づき、別紙1「公共施設使用料の性質別分類一覧」のとおり分類します。

## ③ 算定方法

使用料の算定は、会議室、集会室、体育館、競技場等の1室、1面等当たりの料金として算定する「貸室等の使用料」と、1人当たりの料金として算定する「個人利用にかかる使用料」に分類し、算定します。

### ア 貸室等の使用料の場合

貸室等（会議室、ホールなど）、一定のスペースを使用する場合の使用料は、次のとおり算定します。

$$\text{使用料} = \left[ \frac{\text{施設全体の原価}}{\text{貸出可能面積の合計}} \div \frac{\text{年間貸出可能時間}}{\text{使用面積}} \times \text{受益者負担割合} \right] \times \text{使用時間}$$

#### 【計算方法】

- ・ 1㎡当たりの年間原価を算出する。
  - (ア) 1㎡当たりの年間原価 = 施設全体の原価 ÷ 貸出可能面積の合計
  - ※ 廊下やトイレなど共用部分に要する費用についても、原価として算定します。
  - ※ 貸出可能面積の合計には、共用部分は含みません。
- ・ 1㎡当たりの時間原価を算出する。
  - (イ) 1㎡当たりの時間原価 = (ア) 1㎡当たりの年間原価 ÷ 年間貸出可能時間
- ・ 貸室等の使用料を算定する。
  - (ウ) 貸室等の使用料 = (イ) 1㎡当たりの時間原価 × 使用面積 × 受益者負担割合
- ・ 使用時間当たりの使用料を算出する。
  - (エ) 使用時間当たりの使用料 = (ウ) 貸室等の使用料 × 使用時間

**【例】会議室を3時間使用する場合の使用料**

区分	集会室	会議室	事務室	共用部分 (廊下等)	合計
延べ床面積	500 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>	40 m <sup>2</sup>	60 m <sup>2</sup>	700 m <sup>2</sup>

- 施設全体の原価 6,000,000 円
- 年間貸出可能時間 4,667 時間
- 受益者負担割合 50%
- 貸出可能面積の合計 600 m<sup>2</sup> (集会室 500 m<sup>2</sup> + 会議室 100 m<sup>2</sup>)

- (ア) 1 m<sup>2</sup>当たりの年間原価 = 6,000,000 円 ÷ 600 m<sup>2</sup> = 10,000 円/m<sup>2</sup>
- (イ) 1 m<sup>2</sup>当たりの時間原価 = 10,000 円/m<sup>2</sup> ÷ 4,667 時間 = 2.14 円/m<sup>2</sup>/時間
- (ウ) 貸室等の使用料 = 2.14 円/m<sup>2</sup>/時間 × 100 m<sup>2</sup> × 50% = 100 円 (100 円未満切り捨て)
- (エ) 使用時間当たりの使用料 = 100 円 × 3 時間 = 300 円

**イ 個人利用にかかる使用料の場合**

プールや体育館の個人利用などのように、ある一定の部屋（区画）を不特定多数の個人が同時に利用する場合の施設使用料は、次のとおり算定します。

<b>使用料</b>	<b>=</b>	<b>施設全体の原価</b>	<b>÷</b>	<b>年間利用者数</b>	<b>×</b>	<b>受益者負担割合</b>
------------	----------	----------------	----------	---------------	----------	----------------

**【計算方法】**

- ・ 1人当たりの原価を算出する。

(ア) 1人当たりの原価 = 施設全体の原価 ÷ 年間利用者数

※ 年間利用者数は前年度の人数としますが、直近3年間で比べ、極端に利用者数が少ない場合は、施設ごとに判断できるものとします。

- ・ 個人利用にかかる使用料を算定する。

(イ) 個人利用にかかる使用料 = (ア) 1人当たりの原価 × 受益者負担割合

**【例】プールを利用する場合の使用料**

- 施設全体の原価 3,000,000 円
- 年間利用者数 4,000 人
- 受益者負担割合 50%

- (ア) 1人当たりの原価 = 3,000,000 円 ÷ 4,000 人 = 750 円
- (イ) 個人利用にかかる使用料 = 750 円 × 50% = 300 円 (100 円未満切り捨て)

#### (4) 減額・免除基準の整理・統一化

使用料の減額や免除は、公益的な活動を行う団体の活動支援や施設の利用促進などに一定の効果はありますが、受益者負担の公平性・公正性を確保する観点から、**政策的・特例的措置として適用を限定**します。また、施設間で減額・免除の対象者となる年齢や減額率等にばらつきが見られるため、これまでの**基準を検証し、減額・免除の統一基準**について、次の位置づけを基本に統一基準を設定します。

<p>① 団体等の利用にかかる基準</p> <p>② 個人利用にかかる基準</p> <p>③ 町長等が特に必要と認める基準</p>
---

##### ① 団体等の利用にかかる基準

公共・公益上の使用に限り、次の表のとおり、減額・免除することを統一基準とします。

	対 象	減額・免除内容
1	町が自ら使用する場合	免除
2	町内の保育所・幼稚園・小中学校及び高等学校（特別支援学校を含む）において、町が認める行事のために使用する場合	免除
3	町スポーツ少年団登録団体並びに町内の中学校及び高等学校の部活動において、本来の目的のために使用する場合	免除
4	町が構成員となっている団体及び町が事務局を担っている団体において、本来の活動目的及び活動内容のために使用する場合（親睦団体を除く）	免除
5	法令等に基づき委嘱または任命された者・団体が、公益的な目的のために使用する場合	免除
6	町が共催する行事のために使用する場合	免除
7	社会福祉協議会のボランティアセンターに登録する団体が、ボランティア活動のために使用する場合	免除

※ 町が共催する行事のために使用する場合、貸室等の使用料は免除としますが、備付備品等を使用する際の使用料は5割減額とします。

##### ② 個人利用にかかる基準

個人利用施設では、**障がい者の自立促進や青少年の健全育成**を支援・推進する観点から、減額・免除措置について、次の表のとおり取り扱います。

	対 象	減額・免除内容
1	中学生以下の者が利用する場合	無料
2	高校生が利用する場合	無料
3	障がいのある者が利用する場合（及び介助者1名まで）	無料

---

# 幕別町子どもの権利に関する条例（平成 22 年条例第 10 号）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとします。

(1) 子ども 町民をはじめとする町に関係のある 18 歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいいます。

（町の責務）

第 13 条

3 町は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければなりません。

---

# 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）

（経済的負担の軽減）

第 24 条 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。

---

### ③ 町長等が特に必要と認める基準

適用は**公共性・公益性が非常に高く真にやむを得ない場合**に限定します（災害対応など想定外の事態に対応することを想定）。その適用に当たっては、可能な限り要綱等で具体的な例を示すこととします。

### (5) 適用範囲の特例

行政区の地域コミュニティ活動（公区長連絡協議会や子ども会育成連絡協議会等、複数の行政区による地域コミュニティ活動を含む）で、行政区ごとに別に定める公共施設（別紙 2 参照）を使用する場合に限り、**本基本方針の適用範囲の特例として使用料を免除**します。

また、単位老人クラブによる地域コミュニティ活動についても同様の取扱いとします。

※ 複数の行政区による地域コミュニティ活動、または複数の行政区の住民が会員となっている単位老人クラブによる地域コミュニティ活動については、別紙 2 にある**当該複数の行政区に対応する公共施設のいずれかを使用する場合に限り使用料を免除**します。

### (6) その他の基準

#### ① 営利目的等の取扱い

営利目的で使用する場合や入場料等を徴収する場合については、次のとおり加算の規定を設けるものとします。

#### ア 営利目的で使用する場合

営利目的で使用する場合の使用料は 10 割を加算します。なお、販売を伴う場合の使用料は 20 割を加算します。

## イ 入場料等を徴収する場合

入場料等を徴収する場合の使用料は、次の表のとおり使用料を加算します。

	入場料等の金額	加算割合
1	1,000 円未満	5 割
2	1,000 円以上 3,000 円未満	10 割
3	3,000 円以上	15 割

## ② 使用料の前納と還付

使用料は、使用承認後、速やかに利用者が納付（前納）することを基本とします。また、納付された使用料は、施設の適正利用を図る観点から、原則返還しないものとなりますが、次の表の場合に限り、使用料の一部または全部を還付することができるものとします。

	対 象
1	使用者の責によらない事由により使用することができない場合
2	使用の中止又は変更の申出に基づき、町長等が相当の理由があると認めた場合
3	その他町長等が特別な理由があると認めた場合

## ③ 使用料の単位

使用料の単位は、事務の効率化を図るため、100 円単位（100 円未満切り捨て）とし、最低料金を 100 円とします。

## ④ 曜日、使用時間帯別による使用料の格差

曜日や使用時間帯により使用料の格差を設定し、利用の均等化を図ることも考えられますが、現状は特定の曜日や使用時間帯に競合性が発生しておらず、また、利用者によっては勤務形態等により使用できる曜日や時間帯が限定される方もいるため、曜日等による格差は設けないこととします。

## ⑤ 冷暖房加算

冷暖房期間中も冷暖房を使用しない場合があるほか、期間中以外にも冷暖房を使用することができるように、さらには、分かりやすく簡素な料金設定を行う観点から、原則として冷暖房に対する加算は行わないこととします（冷暖房に係る光熱水費については、原価に算入済み）。

## ⑥ 附帯設備・備品などの物品の使用料

陶芸窯、ピアノ等の設備のように、施設の使用とは別に利用者の意向によって利用が可能なものや、新たな経費が発生するものについては、規則で別に料金を定めます。

## ⑦ 指定管理者制度を導入している施設の取扱い

指定管理者制度を導入している施設の使用料についても、本基本方針に基づき見直しを実施します。

## Ⅱ 手数料について

手数料とは、地方公共団体が特定の者のために行う役務に対して、その費用を賄うため徴収する料金をいい、その金額は当該事務に要する経費とその事務により受ける特定の者の利益とを考慮して定めるものです（本基本方針では、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条に規定する手数料とします）。

平成 12 年 4 月に地方分権一括法が施行され、機関委任事務制度が廃止されたことにより、地方公共団体の手数料については、全て条例により定めることとなりました。

ただし、全国的に統一して定めることが特に必要と認められる標準事務については地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）により、当該政令で定める金額を標準として定めなければならないこととされています。

---

### # 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（使用料）

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

## 1 見直しの適用範囲

今回の見直しの範囲は、手数料の算定方法を明確化（ルール化）する観点から、手数料のうち、提供する役務に要する経費（人件費等実費相当額）と手数料（対価）の関係において、一定のルールに基づき統一的な算定方法により料金設定することが可能なものとしします。

このことから、戸籍等交付手数料など法令等により料金が決められているもの、水道事業等地方公営企業法に基づき、独立採算を運営原則とするもの（簡易水道事業等今後法適用を予定しているものを含む）、北海道からの権限移譲の際に標準手数料（参考単価）等が示されているもの及び近隣自治体と均衡を図り決定している建築関係手数料などについては、現行どおり、それぞれの目的、性質等に応じて、個別に手数料を見直すこととしします。

区 分	手 数 料
基本方針適用手数料	地籍図等交付手数料、地籍図等閲覧手数料、 情報公開等の写しに要する費用、 税関係証明手数料、印鑑登録関係手数料、 身分に関する証明手数料、不在籍証明手数料、 住民基本台帳閲覧手数料、戸籍の附票謄抄本交付手数料、 住民票謄抄本交付手数料、不在証明手数料、 介護保険料等納付証明手数料、 し尿処理手数料、一般廃棄物処理業等許可申請手数料、 現況証明手数料、嘱託登記手数料、 その他の証明書等手数料、その他地図・図面等の写しの交付手数料
基本方針適用除外手数料	
法令等により一定の基準 が示されている手数料	住宅用家屋証明申請手数料、臨時運行許可申請手数料、 戸籍等交付手数料、戸籍記載事項等証明手数料、 戸籍届書等閲覧手数料、個人番号カード再交付手数料、 狂犬病予防法に基づく手数料、鳥獣の飼養登録手数料、 開発行為関係手数料、高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料、 介護予防サービス計画等作成手数料
独立採算を運営原則とす る手数料	水道事業等関係手数料
近隣自治体と均衡を図り 決定している手数料	ごみ処理手数料、建築関係手数料
その他統一的な算定方法 によらない手数料	情報公開等の写しの送付に要する費用、 忠類歯科診療所文書発行手数料

## 2 見直しの基本方針

手数料の見直しに当たっては、事務処理経費の削減を図るとともに、処理時間の短縮など行政サービスの向上に努めた上で、算定の基礎となるコストについては受益者の負担とします。

また、現在無料で行っているサービスについても、特定の者のために行う事務であるかどうかを検証し、必要に応じて有料化についても検討を進めることとします。

### (1) 受益者負担の原則の徹底

手数料は、特定の者のために提供する公の役務に対し、その費用を賄うため、または報償として徴収するものであるため、**利用者とその 100%の負担を求める**こととします。

## (2) 算定方法の明確化

利用者や町民の皆様に分かりやすく説明するためには、手数料算定の積算根拠を明確にし、原価のあり方等の基本的な考え方を整理する必要があることから、次のとおり手数料に関する基本算定式を設定します。

<b>手 数 料 = 原 価</b>
--------------------

### ① 原価算定の基本的な考え方

コスト算定に用いる年数は、複数年の実績に基づき積算する方が精度は上がりますが、手数料にかかる人件費や物件費等は、年度間においてそれほど大きな差が生じないため、膨大な事務量に対して効果は少ないと考えられます。

このため、原価計算の基礎は原則として算定を行おうとする年度の**前年度の人件費や物件費等**によるものとします。

### ② 原価計算の基礎

原価計算の基礎については、行政で使用する民間企業的な会計手法を用いた行政コスト計算の手法を基本に用いることとします。

行政コスト計算は、平成13年3月に総務省が「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」で示したものであり、これによると経費は、「人にかかる費用」、「物にかかる費用」、「移転支的費用」及び「その他の費用」に大きく分類されます。

これらの中の、「人にかかる費用」「物にかかる費用」及び「その他の経費」を**原価計算の基礎**とします。

#### 【原価に算入する費用】

区 分	費 用	内 容
人にかかる費用	人件費	時間当たりの人件費単価に手数料に関する事務を処理する時間を乗じて算出。時間当たりの人件費単価は、係長職から主事補職の平均単価を統一単価として使用。
物にかかる費用	物件費	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費について、手数料に関する事務に直接的に必要な経費を算入。
その他の経費	その他必要経費	上記以外で手数料に関する事務に直接的に必要な経費を算入。

### (3) 算定方法

利用者が負担すべき手数料については、次の方法により算定します。

$$\text{手数料} = \text{時間当たりの人件費単価} \times \text{1件当たりの事務処理時間} \\ + \text{1件当たりの物件費} + \text{1件当たりのその他必要経費}$$

#### 【計算方法】

・ 1件当たりの人件費を算出する。

(ア) 1件当たりの人件費 = 時間当たりの人件費単価 × 1件当たりの事務処理時間

※ 人件費単価は算定を行おうとする年度の前年度の係長職から主事補職の平均単価を統一単価として使用します。

・ 1件当たりの手数料を算定する。

(イ) 1件当たりの手数料 = (ア) 1件当たりの人件費 + 1件当たりの物件費  
+ 1件当たりのその他必要経費

#### 【例】住民票（写し）の交付をする場合の手数料

- 時間当たりの人件費単価 3,046 円
- 1件当たりの事務処理時間 6分（0.1時間）
- 1件当たりの物件費 7円

(ア) 1件当たりの人件費 = 3,046円 × 0.1時間 = 305円

(イ) 1件当たりの手数料 = 305円 + 7円 = 312円

### (4) 減額・免除

手数料については、それぞれ目的や性質等が異なっており、行政サービスごとに性格に沿った減免措置が必要であることから、現行どおり、それぞれの条例の規定において取り扱うこととします。

なお、減免措置はあくまで受益者負担の例外であり、例外が際限なく広がることは、「受益者負担の原則」に反することとなりますので、減免の取り扱いが際限なく広がることがないように、行政サービスの性格と、減免の対象となる場合とを十分に検討するものとします。

### (5) 手数料の単位

手数料の単位は、それぞれ算定した金額を基に、その手数料の性質等により合理的な単位とします。

## Ⅲ 見直しの対象、新料金の適用時期、定期的な見直し及び町としての努力

### 1 見直しの対象

使用料・手数料の適正な水準を維持するためには、理論上の適正料金と現行料金を比較し、その乖離を適正に見直す必要があります。しかし、ごくわずかな乖離に基づき頻繁に見直しを行うことや、大きな乖離が生じるまで見直しを見合わせ、後に大幅な見直しを行うことは、いずれも住民に過度な負担や混乱等を招く恐れがあることから、料金の見直しに当たっては、理論上の適正料金と現行料金を比較し、**概ね 20%以上の乖離が生じているものを対象**とします。

### 2 新料金の適用時期

本基本方針に基づく新たな使用料・手数料の適用時期は、**令和 4 年 10 月を予定**しています。

したがって、原価計算等を行った上で、使用料・手数料の額を定めた後、**令和 4 年 3 月末までに条例改正を行う**ものとします。

### 3 見直しの時期

地方公共団体を取り巻く社会経済環境は刻々と変化するため、町民ニーズや施設の管理運営等に要する費用の変化等を的確に把握し、現行の使用料・手数料が適正か否かを検証するため、**行政コスト計算は毎年行う**ものとします。

その結果、「1 見直しの対象」にあるとおり、現行料金と比較して概ね 20%以上の乖離が生じている使用料・手数料について、見直しを行うこととします。

### 4 サービスの充実、利用者拡大施策の実施と経費削減の努力

本基本方針では、人件費、管理運営費などを行政コストとして捉え、使用料・手数料を算定することとしています。このことは、業務の見直しなどの経費節減を進めることが、結果として使用料・手数料の低減につながることとなります。また、稼働率を向上させることが結果として施設における税金の投入を低減することとなります。

よって、町は、「**効率的な施設運営及び事務の効率化による受益者負担の軽減**」と「**サービス内容の拡充と稼働率の向上**」の両面を目指していく必要があることを認識し、サービス向上と経費節減、各施設の情報提供や利便性の向上による稼働率の向上に向け、積極的に取り組んでいくこととします。

## Ⅳ 町民負担の急激な上昇などを防ぐための方策（激変緩和措置）

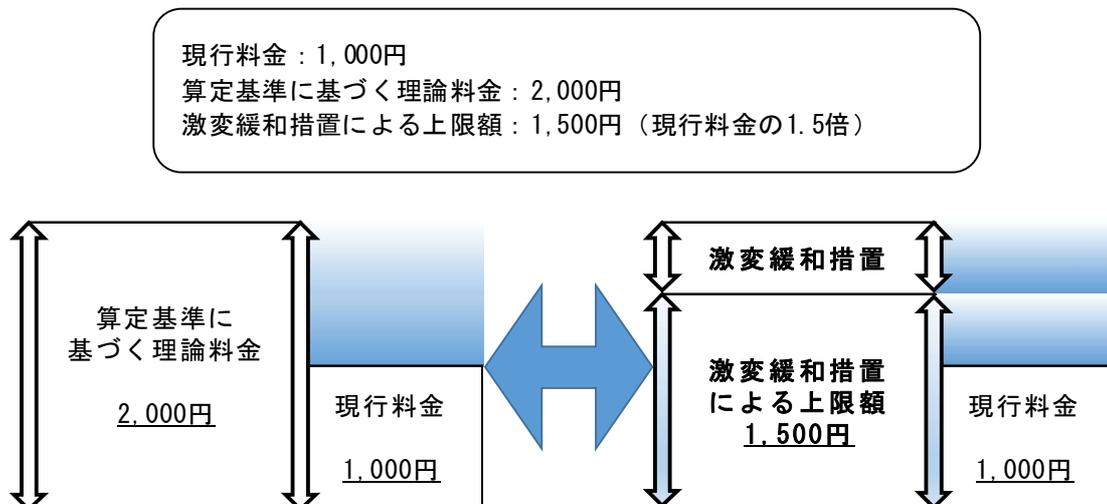
使用料・手数料の見直しに伴う町民負担の急激な増減を抑制するため、現行料金より著しく高額になるときは、原則、**現行料金の1.5倍を限度**（現行料金が100円の場合のみ2倍を限度）とし、また、現行料金が無料、若しくは料金が未設定となっているときは、原則、**理論上の適正料金の50%を限度**として、定期的な検証結果を踏まえ、段階的に見直すこととします。

ただし、見直し後の料金が、民間や周辺自治体の同種、類似の使用料・手数料に比べて著しく高額となり利用率の低下が見込まれる場合、または、著しく低額となり民間の営利事業を圧迫することが見込まれる場合などは、**実情に応じて料金を見直しを調整**することとします。

なお、現在も減免の適用がなく使用料を徴収している、葬儀、営利目的等での使用及び町民以外または町外団体による使用を除き、町民または町内団体の使用については、見直し後の2年6か月の間は下表のとおり激変緩和措置を設けることとする。

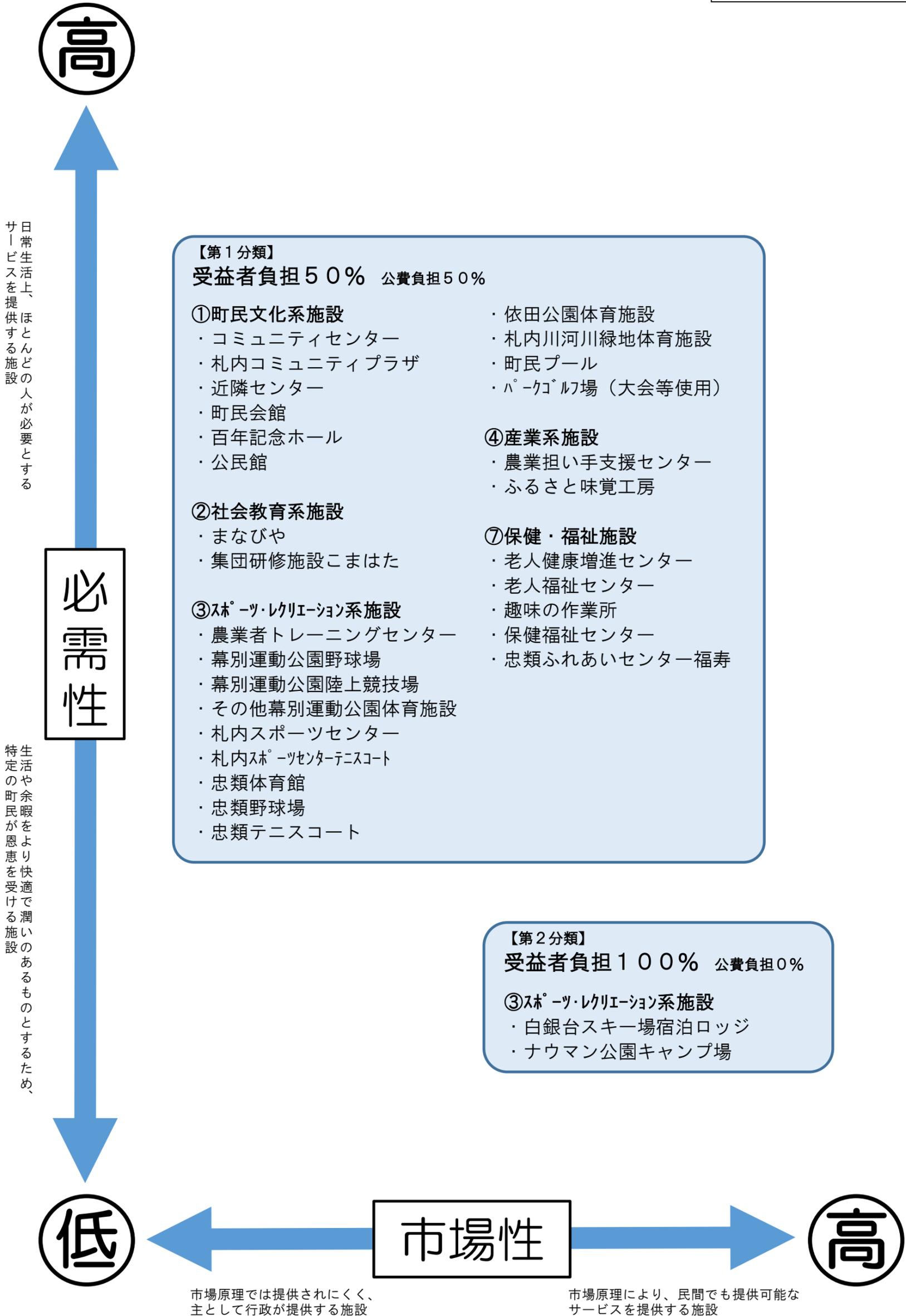
期間	減額・免除内容
令和4年10月1日～令和7年3月31日	5割減額

### 【激変緩和措置の考え方】（例）



# 公共施設使用料の性質別分類一覧

R3.10.26  
第3回使用料等審議会  
基本方針(案)別紙1



# 行政区別コミュニティ活動使用施設一覧表(案)

R 3. 10. 26  
第 3 回使用料等審議会  
基本方針(案) 別紙 2

下表にある行政区ごとの使用施設については、別に例規において定めるものとする。

番号	行政区名	施設名
1	本町 1	本町近隣センター
2	本町 2	本町近隣センター
3	本町 3	本町近隣センター
4	幸町	本町近隣センター
5	旭町 1	幕別北コミュニティセンター
6	旭町 2	幕別北コミュニティセンター
7	旭町 4	幕別北コミュニティセンター
8	錦町 1	町民会館
9	錦町 2	町民会館
10	寿町 1	寿町近隣センター
11	寿町 2	寿町近隣センター
12	寿町 3	寿町近隣センター
13	宝町	鉄南近隣センター
14	南町 1	鉄南近隣センター
15	南町 2	鉄南近隣センター
16	緑町 1	緑町近隣センター
17	緑町 2	緑町近隣センター
18	緑町 3	緑町近隣センター
19	緑町 4	緑町近隣センター
20	新町	緑町近隣センター
21	相川	相川近隣センター
22	相川南	相川南近隣センター
23	相川西	相川西近隣センター
24	相川北	相川北近隣センター
25	大豊	大豊近隣センター
26	豊岡 1	豊岡近隣センター
27	豊岡 2	豊岡近隣センター
28	明野南	明野近隣センター
29	明野北	明野近隣センター
30	新川	新川近隣センター
31	軍岡	軍岡近隣センター
32	南勢	南勢近隣センター
33	猿別	猿別近隣センター
34	西猿別	西猿別近隣センター
35	新和	新和近隣センター
36	中央町 1	札内中央近隣センター
37	中央町 2	札内中央近隣センター
38	中央町 3	札内中央近隣センター
39	豊町	札内中央近隣センター
40	春日町	春日近隣センター
41	東春日町	春日近隣センター
42	泉町	泉町近隣センター
43	泉東	泉町近隣センター
44	あかしや	あかしや近隣センター
45	あかしや南 1	あかしや南 1 近隣センター
46	あかしや南 2	あかしや南近隣センター
47	あかしや中央	あかしや近隣センター
48	文京町	文京・みずほ近隣センター
49	みずほ町	文京・みずほ近隣センター
50	若草町 1	若草町近隣センター
51	若草町 2	若草町近隣センター
52	若草町 3	若草町近隣センター
53	桂町 1	桂町近隣センター
54	桂町 2	桂町近隣センター
55	桂町 3	桂町近隣センター
56	共栄町 1	北栄町近隣センター
57	共栄町 2	新北町近隣センター

番号	行政区名	施設名
58	共栄町 3	北栄町近隣センター
59	新北町東	新北町近隣センター
60	新北町西	新北町近隣センター
61	北町 1	新北町近隣センター
62	北町 2	新北町近隣センター
63	北町 3	新北町近隣センター
64	桜町北	桜町近隣センター
65	桜町中央	桜町近隣センター
66	桜町南	桜町近隣センター
67	青葉町 1	青葉町近隣センター
68	青葉町 2	青葉町近隣センター
69	西町 1	北栄町近隣センター
70	西町 2	桜町近隣センター
71	北栄町1	北栄町近隣センター
72	北栄町2	北栄町近隣センター
73	札内区	暁町近隣センター
74	暁町東	暁町近隣センター
75	暁町西	暁町近隣センター
76	暁町北	暁町近隣センター
77	千住 1	千住西近隣センター
78	千住 2	千住西近隣センター
79	千住東	千住東近隣センター
80	稲志別	稲志別近隣センター
81	中稲志別	稲志別近隣センター
82	新生	稲志別近隣センター
83	依田	依田近隣センター
84	西和	依田近隣センター
85	昭和	日新近隣センター
86	上稲志別	日新近隣センター
87	日新 1	日新近隣センター
88	日新 2	日新近隣センター
89	途別	途別近隣センター
90	古舞	古舞近隣センター
91	糠内市街	糠内コミュニティセンター
92	五位	糠内コミュニティセンター
93	糠内第一	糠内コミュニティセンター
94	西糠内	糠内コミュニティセンター
95	中糠内	糠内コミュニティセンター
96	美川	美川近隣センター
97	明倫	明倫近隣センター
98	中里	中里近隣センター
99	駒島	駒島公民館
100	忠類栄町	忠類ふれあいセンター福寿
101	忠類幸町	忠類コミュニティセンター
102	忠類本町	忠類コミュニティセンター
103	忠類錦町	忠類コミュニティセンター
104	忠類白銀町	忠類ふれあいセンター福寿
105	忠類西当	西当近隣センター
106	忠類上忠類	上忠類近隣センター
107	忠類上当	上当近隣センター
108	忠類東宝	忠類コミュニティセンター
109	忠類元忠類	元忠類近隣センター
110	忠類幌内	幌内近隣センター
111	忠類新生	忠類コミュニティセンター
112	忠類豊成	中当近隣センター
113	忠類晩成	忠類コミュニティセンター

減免基準別関係団体等一覧

番号	区分	関係団体等	説明会 担当課が 実施した 場合 「有」	設置条例等 設置条例・要綱等が ある場合はその条例等を記入	担当課	事務局 担当課 の場合 「有」	通帳 担当課 の場合 「有」	予算無 附属機関等 以外で年間 予算が0円 の場合「無」	現在の公共施設の会議室等使用状況 無料使用している施設に「●」、有料使用は「○」※複数可								備考						
									役場 庁舎	札内 コピア ラ	糠内 コセン ・駒島	忠類総 合支所 2階	忠類 コセン	保健 福祉 センター	教育 委員会 (図書館・ 給食センター)	福寿		左記以外 公共施設					
1	1 町	しらかば大学			生涯学習課	有				●	●		●										
2	2 町内の高等学校	幕別清陵高校			学校教育課													●	百年記念ホールを使用				
3		中札内高等養護学校幕別分校			学校教育課																		
4	3 スポーツ少年団登録団体	スポーツ少年団			生涯学習課														●				
5	4 町が構成員 となっている 団体	構成機関に町	執行機関(4団体)			有				●					●								
6			附属機関(39団体)			有				●	●		●			●			●				
7			農業金融制度総合推進会議	幕別町農業金融制度総合推進会議設置運営要綱	農林課	有		無		●											構成機関に幕別町		
8			ゆとりみらい21推進協議会	ゆとりみらい21推進協議会規約	農林課	有	有			●										●	構成団体に幕別町		
9			農業再生協議会	幕別町農業再生協議会規約	農林課	有	有			●												会員に幕別町	
10			幕別札内畜産クラスター協議会	幕別町幕別札内畜産クラスター協議会規約	農林課	有	有			●												構成員に幕別町	
11			土地開発公社	幕別町土地開発公社定款	商工観光課	有	有			●												設立団体は幕別町	
12			農業振興公社	公益財団法人幕別町農業振興公社定款	農業振興担当	有														●	町の出資法人		
13			忠類地区畜産クラスター協議会	幕別町忠類地区畜産クラスター協議会規約	経済建設課	有	有						●									構成員に幕別町	
14			会員に町職員	糠内・駒島合同公民館まつり実行委員会	糠内・駒島合同公民館まつり実行委員会規約	糠内出張所	有						●									事務局長は糠内出張所長	
15				地域公共交通確保対策協議会	幕別町地域公共交通確保対策協議会規約	防災環境課	有	有			●												会長は副町長、附属機関に準ずる団体(会から町と同額の報酬等を支払)
16		日本赤十字社北海道支部十勝地区幕別町分区分		日本赤十字社北海道支部十勝地区幕別町分区分規則	福祉課	有	有															分区長は町長、公共施設の使用なし	
17		要保護児童対策地域協議会		幕別町要保護児童対策地域協議会要綱	こども課	有		無		●												会長は住民福祉部長、附属機関に準ずる団体(町から費用弁償を支払)	
18		食生活改善協議会		幕別町食生活改善協議会会則	保健課	有				●	●					●					●	役員に保健課職員2名	
19		観光物産協会		有	幕別町観光物産協会規約	商工観光課	有	有			●												事務局参事は経済部長、事務局長は商工観光課長
20		観光物産協会忠類支部		幕別町観光物産協会忠類支部申し合わせ事項	地域振興課	有	有						●										事務局長は地域振興課長
21		パークゴルフ国際大会実行委員会			政策推進課																		実行委員に政策推進課、土木課、生涯学習課職員
22		チャレンジデー実行委員会		幕別町チャレンジデー実行委員会会則	生涯学習課	有	有				●										●	委員長は町長、事務局長は教育部長	
23		スポーツ合宿誘致実行委員会		幕別町スポーツ合宿誘致実行委員会規約	生涯学習課	有	有				●										●	委員に経済部長、教育部長、企画総務部長	
24		4 町が事務局を担っている団 体	手づくりのまち推進委員会	有	手づくりのまち推進委員会会則	住民生活課	有	有				●									●	事務局は住民生活課内	
25			協働のまちづくり検討委員会		幕別町協働のまちづくり検討委員会要綱	住民生活課	有				●												事務局は住民生活課
26	生活安全推進協議会		有	幕別町生活安全推進協議会会則	防災環境課	有	有			●	●										●	事務局は防災環境課	
27	自衛隊協力会		有	幕別町自衛隊協力会規約	防災環境課	有	有			●												事務局は幕別町役場内	
28	自立支援協議会			幕別町自立支援協議会要綱	福祉課	有		無		●	●											庶務は福祉課	
29	赤十字奉仕団			幕別町赤十字奉仕団規約	福祉課	有	有				●											事務局は福祉課社会福祉係	
30	果樹研究会			幕別町果樹研究会規約	農林課	有	有			●												事務所は農林課内(事務は農林課が担当)	
31	和牛生産改良組合		有	幕別町和牛生産改良組合規約	農林課	有	有			●												事務所は農林課内(事務は農林課が担当)	
32	和牛生産改良組合女性部会		有	幕別町和牛生産改良組合女性部会規約	農林課	有	有			●												事務局は農林課	
33	家畜伝染病自衛防疫組合			幕別町家畜伝染病自衛防疫組合規約	農林課	有	有			●												事務所は農林課(事務は農林課が担当)	
34	まくべつ稔りの里		有	まくべつ稔りの里規約	商工観光課	有	有					●		●							●	事務所は幕別町役場内(事務は商工観光課が担当)	
35	忠類地域魅力発信事業実行委員会			忠類地域魅力発信事業実行委員会規約	地域振興課	有	有						●	●								事務局は忠類総合支所	
36	赤十字奉仕団忠類分団			幕別町赤十字奉仕団忠類分団規約	保健福祉課	有	有													●		事務所は保健福祉課内(事務は保健福祉課が担当)	
37	あげおアグリフェスタ忠類実行委員会			あげおアグリフェスタ忠類実行委員会規約	経済建設課	有	有															事務局は経済建設課内、公共施設の使用なし	
38	農業者年金協議会			幕別町農業者年金協議会規約	農業委員会	有	有															事務所は農業委員会(事務は農業委員会が担当)	
39	教育研究所			幕別町教育研究所規程	学校教育課	有										●						事務局は教育委員会事務局内	
40	ふるさと館事業委員会			幕別町ふるさと館事業委員会規約	生涯学習課	有	有															事務局はふるさと館	
41	東京2020オリンピック・パラリンピック出場者を応援する会実行委員会			東京2020オリンピック・パラリンピック出場者を応援する会実行委員会設置要綱	生涯学習課	有	有					●										事務局は生涯学習課内	
42	児童生徒健全育成推進委員会			幕別町児童生徒健全育成推進委員会設置要綱	生涯学習課	有																事務局は生涯学習課	
43	図書館事業委員会	有	幕別町図書館事業委員会要綱	図書館	有	有															事務局は図書館内		
44	5 法令等に基づき委嘱された 者・団体	行政相談委員		行政相談委員法	住民生活課	有		無		●	●										●	法に基づき総務大臣から委嘱(無報酬)	
45		人権擁護委員		人権擁護委員法	住民生活課	有		無		●	●											●	法に基づき法務大臣から委嘱(無報酬)
46		民生委員・児童委員		民生委員法、児童福祉法	福祉課	有	有			●	●											●	法に基づき厚生労働大臣から委嘱(無報酬)
47		池田地区保護司会幕別分区分		保護司法	福祉課						●												法に基づき法務大臣から委嘱(無報酬)
48		池田地区保護司会忠類分区分		保護司法	保健福祉課	有	有														●		法に基づき法務大臣から委嘱(無報酬)
49	6 町が共催する行事	畜産祭り実行委員会	有		農林課	有	有			●													
50		まくべつ夏フェスタ実行委員会			商工観光課	有	有			●													
51		まくべつ産業まつり実行委員会			商工観光課	有	有			●													
52		忠類どんとこいむら祭り実行委員会			地域振興課	有	有																●
53		ちゅうるいナウマン全道そり大会実行委員会			地域振興課	有	有																●
54		十勝中文連十勝大会			学校教育課																		●

# 減免基準別関係団体等一覧

番号	区分	関係団体等	説明会 担当課が 実施した 場合 「有」	設置条例等 設置条例・要綱等が ある場合はその条例等を記入	担当課	事務局 担当課 の場合 「有」	通帳 担当課 管理の 場合「有」	予算無 附属機関等 以外で年間 予算が0円 の場合「無」	現在の公共施設の会議室等使用状況 無料使用している施設に「●」、有料使用は「○」※複数可								備考	
									役場 庁舎	札内 コブテ	糠内 コセン ・駒島	忠類総 合支所 2階	忠類 コセン	保健 福祉 センター	教育 委員会 (図書館・ 給食センター)	福寿		左記以外 公共施設
55	7	ボランティア登録団体	有	ボランティア連盟	福祉課					●				●			ボランティア活動に係る使用に限る	
56	適用範囲の特例	近隣センター運営委員会		幕別町近隣センター管理規則	住民生活課	有				●					●		地域コミュニティ活動に係る使用に限る	
57		行政区		幕別町行政区設置条例	住民生活課	有				●	●			●	●		地域コミュニティ活動に係る使用に限る	
58		南幕別公区長連絡協議会	有		糠内出張所	有	有				●							地域コミュニティ活動に係る使用に限る
59		忠類地域公区長連絡協議会	有		地域振興課							●						地域コミュニティ活動に係る使用に限る
60		子ども会育成連絡協議会			生涯学習課						●				●	●		地域コミュニティ活動に係る使用に限る
61		単位老人クラブ(幕別地域)			保健課						●	●			●	●		地域コミュニティ活動に係る使用に限る
62		忠類シニアクラブ	有		保健福祉課										●			地域コミュニティ活動に係る使用に限る
63	町が事務局を担っている親睦 団体 ※減免基準非該当	議会(現役)			議会事務局	有	有			●								
64		議友会(OB)	有		議会事務局	有	有											
65		忠類議友会(OB)			地域振興課	有	有					●						
66		農業委員会振興会(現役)	有		農業委員会	有	有			●								
67		農業委員会OB会	有		農業委員会	有	有			●							●	
68		忠類農業委員会互助会(現役)			経済建設課	有	有											
69		忠類農業委員会OB会			経済建設課	有	有						●					
70	その他の団体 ※減免基準非該当	日本パークゴルフ協会	有		政策推進課						●							
71		国際交流協会	有		政策推進課						●							
72		職員交友会			総務課					●							●	
73		自治労幕別町職員組合			総務課					●								●
74		消費者協会	有		住民生活課						●							●
75		社会福祉協議会	有		福祉課										●			
76		陶芸サークル3団体	有		福祉課										●			
77		ゲートボール協会	有		福祉課													●
78		特定事業所幕別会	有		福祉課										●			
79		子どもの育ちをささえる親の会			福祉課			有				●						
80		老人クラブ連合会	有		保健課										●			●
81		幕別町農業協同組合	有		農林課													○
82		札内農業協同組合	有		農林課							○						
83		幕別池田酪農ヘルパー有限責任事業組合	有		農林課													○
84		森林組合	有		農林課													○
85		農地・水保全管理対策協議会	有		農林課							●						●
86		北海道猟友会帯広支部幕別部会	有		農林課													○
87		幕別技能士会	有		商工観光課							●						●
88		商工会	有		商工観光課													
89		新日本婦人の会	有		農業振興担当													●
90		近隣住民	有		農業振興担当													●
91		建設業協会			土木課													○
92		森林組合忠類事業所			地域振興課								●					
93		忠類農業協同組合	有		経済建設課									●				
94		自立経営育成協議会	有		農業委員会						●							
95		十勝小中校長会			学校教育課							●						●
96		中学校部活動後援会			学校教育課								●					
97		学校教育振興会			学校教育課													●
98		学校事務サークル			学校教育課										●			
99		学校保健サークル研修会			学校教育課										●			
100		中学校同窓会			学校教育課										●			
101		体育連盟・加盟団体	有		生涯学習課													●
102		文化協会・加盟団体	有		生涯学習課											●		
103		P T A 連合会			生涯学習課													
104	幕別小中高分 P T A 連絡協議会			生涯学習課														
105	札内地区生活指導連絡協議会			生涯学習課														
106	南幕別地域生活連絡協議会			生涯学習課														
107	忠類地区生活指導連絡協議会			生涯学習課														
108	糠内獅子舞保存会			生涯学習課							●							
109	ナウマン太鼓保存会			生涯学習課													●	

## 執行機関・附属機関一覧

番号	区分	団体名	設置条例等	担当課
1	執行機関 (4団体)	総合教育会議	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	政策推進課
2		公平委員会	幕別町公平委員会設置条例	総務課
3		選挙管理委員会	地方自治法	総務課
4		固定資産評価審査委員会	幕別町固定資産評価審査委員会条例	税務課
5	附属機関 (39団体)	総合計画策定審議会	幕別町総合計画策定審議会条例	政策推進課
6		創生総合戦略審議会	幕別町創生総合戦略審議会条例	政策推進課
7		行政改革推進委員会	幕別町行政改革推進委員会設置条例	政策推進課
8		情報公開・個人情報保護審査会	幕別町情報公開条例	総務課
9		表彰者選考委員会	幕別町表彰条例	総務課
10		指定管理者選定委員会	幕別町附属機関設置条例	総務課
11		災害義援金配分委員会	幕別町附属機関設置条例	総務課
12		国民健康保険運営協議会	幕別町国民健康保険条例	住民生活課
13		エネルギー対策推進委員会	幕別町附属機関設置条例	防災環境課
14		廃棄物減量等推進審議会	幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	防災環境課
15		地域福祉計画策定委員会	幕別町地域福祉計画策定委員会条例	福祉課
16		障害者福祉計画策定委員会	幕別町障害者福祉計画策定委員会条例	福祉課
17		東十勝障害支援区分認定審査会	東十勝障害支援区分認定審査会協同設置規約	福祉課
18		次世代育成支援対策地域協議会	幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例	こども課
19		介護保険運営等協議会	幕別町総合介護条例	保健課
20		東十勝介護認定審査会	東十勝介護認定審査会共同設置規約	保健課
21		人生学博士選考委員会	幕別町附属機関設置条例	保健課
22		予防接種健康被害調査委員会	幕別町附属機関設置条例	保健課
23		健康づくり推進協議会条例	幕別町健康づくり推進協議会条例	保健課
24		老人ホーム入所判定会議	幕別町附属機関設置条例	保健課
25		農業・農村振興計画検討委員会	幕別町附属機関設置条例	農林課
26		6次産業化・地産地消推進協議会	幕別町附属機関設置条例	農林課
27		町営牧場運営委員会	幕別町町営牧場条例	農林課
28		人・農地プラン検討会	幕別町附属機関設置条例	農業振興担当
29		都市計画審議会	幕別町都市計画審議会条例	都市計画課
30		公営住宅委員会	幕別町公営住宅管理条例	都市計画課
31		忠類地域住民会議	幕別町忠類地域住民会議条例	地域振興課
32		生活支援ハウス入居判定会議	幕別町附属機関設置条例	保健福祉課
33		農業委員会委員候補者評価委員会	幕別町附属機関設置条例	農業委員会
34		学校運営協議会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	学校教育課
35		小中一貫教育・CS推進連絡会議	幕別町附属機関設置条例	学校教育課
36		町立学校あり方検討会	幕別町立学校あり方検討会条例	学校教育課
37		教育支援委員会	幕別町教育支援委員会設置条例	学校教育課
38		いじめ防止対策推進委員会	幕別町いじめ防止対策推進委員会条例	学校教育課
39		スポーツ推進委員	スポーツ基本法	生涯学習課
40		社会教育委員会議	幕別町社会教育委員に関する条例	生涯学習課
41		文化財審議委員会	幕別町文化財保護条例	生涯学習課
42		図書館協議会	幕別町附属機関設置条例	図書館
43		学校給食センター運営委員会	幕別町学校給食センター条例	給食センター

公共施設の新旧使用料一覧（令和元年度決算）

番号	施設番号	施設数	施設名	条例等	施設区域・利用区分	使用料の 計算方法	現行料金			理論料金 (円)	新料金 ・100円未満切捨 ・最低料金100円設定 ・現行料金1.5倍限度 ・現行無料理論料金50%限度		1市2町の料金 (1時間当りに換算)			備考
							全日 (円)	貸出可能 時間 (時間)	1時間 当たり (円)		1時間 当たり (円)	増減率 (%)	帯広市 (円)	音更町 (円)	芽室町 (円)	
1	1-1~4, 56	5	幕別地域コミュニティセンター	幕別町コミュニティセンター 条例	大集会室	貸室使用	8,780	13.00	675	565.47	500	▲ 25.9	546	2,016	690	5施設平均使用料適用 帯広市：東コミュニティセンター 音更町：共栄コミュニティセンター 芽室町：芽室南地区コミュニティセンター
					和室（和室1他）	貸室使用	2,380	13.00	183	53.05	100	▲ 45.4	207	378	250	
					料理実習室	貸室使用	4,780	13.00	367	63.67	100	▲ 72.8	238	882	180	
2	1-5	1	忠類コミュニティセンター	幕別町コミュニティセンター 条例	大ホール	貸室使用	16,068	13.00	1,236	406.47	400	▲ 67.6	546	2,016	690	帯広市：東コミュニティセンター 音更町：共栄コミュニティセンター 芽室町：芽室南地区コミュニティセンター
					和室（婦人室）	貸室使用	4,017	13.00	309	35.00	100	▲ 67.6	207	378	250	
					和室（青年室）	貸室使用	4,277	13.00	329	35.00	100	▲ 69.6	207	378	250	
					児童室	貸室使用	6,019	13.00	463	46.67	100	▲ 78.4				
					老人室	貸室使用	6,019	13.00	463	52.50	100	▲ 78.4				
					調理実習室	貸室使用	6,695	13.00	515	52.50	100	▲ 80.6	238	882	180	
3	1-6	1	札内コミュニティプラザ	幕別町札内コミュニティプラザ 条例	集会室1	貸室使用	9,750	13.00	750	275.95	200	▲ 73.3				帯広市：東コミュニティセンター 音更町：共栄コミュニティセンター 芽室町：芽室南地区コミュニティセンター
					集会室2	貸室使用	9,750	13.00	750	278.82	200	▲ 73.3				
					大集会室	貸室使用	10,400	13.00	800	524.84	500	▲ 37.5	546	2,016	690	
					和室1	貸室使用	2,340	13.00	180	57.98	100	▲ 44.4	207	378	250	
					和室2	貸室使用	4,680	13.00	360	110.61	100	▲ 72.2	207	378	250	
					会議室1	貸室使用	2,730	13.00	210	84.23	100	▲ 52.4				
					会議室2	貸室使用	2,730	13.00	210	82.81	100	▲ 52.4				
					会議室3（キッズスペース）	貸室使用	2,730	13.00	210	84.80	100	▲ 52.4				
					会議室4	貸室使用	2,730	13.00	210	85.17	100	▲ 52.4				
					コミュニティホール	貸室使用	1,300	13.00	100	173.72	100	0.0				
					デッキテラス	貸室使用	1,000	13.00	76	5.73	100	31.6				
					ギャラリー	貸室使用	1,300	13.00	100	145.80	100	0.0				
					フリースペース	貸室使用	7,150	13.00	550	224.55	200	▲ 63.6				
					料理実習室	貸室使用	7,280	13.00	560	82.59	100	▲ 82.1	238	882	180	
4	1-8~18 1-20~53 7-9	46	近隣センター	幕別町近隣センターの設置及 び管理に関する条例	広間	貸室使用	3,500	14.00	250	29.14	100	▲ 60.0	184	52	290	4・5施設平均使用料適用（算出に千住東分は除く） 帯広市：南町福祉センター 音更町：ひびき野会館 芽室町：青葉町地域福祉館
					和室（和室1他）	貸室使用	1,580	14.00	112	8.87	100	▲ 10.7	107	26	130	
5	1-19	1	札内中央近隣センター	幕別町近隣センターの設置及 び管理に関する条例	第1講習室	貸室使用	3,980	14.00	284	44.43	100	▲ 64.8				
					第2講習室	貸室使用	3,180	14.00	227	22.21	100	▲ 55.9				
					軽運動室	貸室使用	3,180	14.00	227	22.21	100	▲ 55.9				
					料理実習室	貸室使用	4,780	14.00	341	15.59	100	▲ 70.7				
					第1和室	貸室使用	2,380	14.00	170	11.11	100	▲ 41.2				
					第2和室	貸室使用	2,380	14.00	170	8.89	100	▲ 41.2				
					児童学習室	貸室使用	2,380	14.00	170	13.43	100	▲ 41.2				

公共施設の新旧使用料一覧（令和元年度決算）

番号	施設番号	施設数	施設名	条例等	施設区域・利用区分	使用料の 計算方法	現行料金			理論料金 (円)	新料金 ・100円未満切捨 ・最低料金100円設定 ・現行料金1.5倍限度 ・現行無料理論料金50%限度		1市2町の料金 (1時間当たりに換算)			備考
							全日 (円)	貸出可能 時間 (時間)	1時間 当たり (円)		1時間 当たり (円)	増減率 (%)	帯広市 (円)	音更町 (円)	芽室町 (円)	
6	1-54	1	町民会館	幕別町民会館条例	大集会室	貸室使用	35,100	14.00	2,507	669.50	600	▲ 76.1				大集会室1席当たりの料金 600円/309席=1.94円
					大集会室（ステージのみ）	貸室使用	7,020	14.00	501	181.91	100	▲ 80.0				
					控室	貸室使用	1,950	14.00	139	132.55	100	▲ 28.1				
					調理実習室	貸室使用	5,200	14.00	371	208.07	200	▲ 46.1				
					第1研修室	貸室使用	4,160	14.00	297	157.53	100	▲ 66.3				
					第2研修室	貸室使用	2,600	14.00	185	103.44	100	▲ 45.9				
					講堂	貸室使用	16,900	14.00	1,207	669.50	600	▲ 50.3				
					第1会議室	貸室使用	4,160	14.00	297	132.81	100	▲ 66.3				
					第2会議室	貸室使用	4,160	14.00	297	94.89	100	▲ 66.3				
					第3研修室	貸室使用	2,600	14.00	185	93.11	100	▲ 45.9				
					第4研修室	貸室使用	1,950	14.00	139	39.66	100	▲ 28.1				
応接室	貸室使用	料金未設定		—	46.42	100	皆増									
7	1-55	1	百年記念ホール	幕別町百年記念ホール条例	学習室1	貸室使用	4,750	13.00	365	228.07	200	▲ 45.2	346	293	290	帯広市：市民文化ホール ホール1席当たりの料金 11,946円/1,540席=7.75円 音更町：文化センター ホール1席当たりの料金 7,350円/1,022席=7.19円 芽室町：中央公民館 ホール1席当たりの料金 1,370円/540席=2.53円 幕別町：ホール1席当たりの料金 4,300円/800席=5.37円
					学習室2	貸室使用	6,400	13.00	492	300.24	300	▲ 39.0	365	252		
					講堂	貸室使用	12,800	13.00	984	776.37	700	▲ 28.9				
					特別会議室	貸室使用	10,050	13.00	773	387.43	300	▲ 61.2				
					音楽室	貸室使用	9,050	13.00	696	417.81	400	▲ 42.5				
					視聴覚室	貸室使用	9,050	13.00	696	346.43	300	▲ 56.9				
					陶芸室	貸室使用	9,050	13.00	696	394.86	300	▲ 56.9				
					絵画室	貸室使用	9,050	13.00	696	295.44	200	▲ 71.3				
					木工芸室	貸室使用	9,050	13.00	696	321.93	300	▲ 56.9				
					調理実習室	貸室使用	9,050	13.00	696	265.60	200	▲ 71.3				
					茶室	貸室使用	3,100	13.00	238	92.92	100	▲ 58.0				
					和室1	貸室使用	3,650	13.00	280	135.33	100	▲ 64.3				
					和室2	貸室使用	5,300	13.00	407	281.14	200	▲ 50.9				
					ギャラリー	貸室使用	8,600	13.00	661	454.69	400	▲ 39.5				
					ホール	貸室使用	64,300	13.00	4,946	4,180.65	4,100	▲ 17.1	11,946	7,350	1,370	
					ステージのみ	貸室使用	23,600	13.00	1,815	1,636.32	1,600	▲ 11.8				
					出演者控室1	貸室使用	3,100	13.00	238	69.07	100	▲ 58.0	84			
出演者控室2	貸室使用	4,750	13.00	365	173.87	100	▲ 72.6	193	157							
8	1-57	1	駒島公民館	幕別町公民館条例	大広間	貸室使用	3,500	14.00	250	96.85	100	▲ 60.0				
					その他の室（会議室他）	貸室使用	1,580	14.00	112	10.68	100	▲ 10.7				
9	2-2, 3	2	まなびや相川・中里	幕別町まなびや条例	アリーナ	貸室使用	無料	8.00	—	115.67	100	皆増			2施設平均使用料適用	
					その他の室（職員室他）	貸室使用	無料	8.00	—	17.27	100	皆増				
10	2-4	1	集団研修施設こまはた	幕別町集団研修施設こまはた 条例	施設使用料/人	貸室使用	150		—	397.57	200	33.3			現行料金1.5倍限度適用	

公共施設の新旧使用料一覧（令和元年度決算）

番号	施設番号	施設数	施設名	条例等	施設区域・利用区分	使用料の 計算方法	現行料金			理論料金 (円)	新料金 ・100円未満切捨 ・最低料金100円設定 ・現行料金1.5倍限度 ・現行無料理論料金50%限度		1市2町の料金 (1時間当たりに換算)			備考		
							全日 (円)	貸出可能 時間 (時間)	1時間 当たり (円)		1時間 当たり (円)	増減率 (%)	帯広市 (円)	音更町 (円)	芽室町 (円)			
11	3-1	1	農業者トレーニングセンター	幕別町体育館条例	アリーナ	貸室使用	60,000	12.00	5,000	1,093.98	1,000	▲ 80.0	3,600	1,575	1,570	帯広市：よつ葉アリーナ十勝 音更町：サンドームおとふけ 芽室町：総合体育館		
					トレーニング室	貸室使用	12,000	12.00	1,000	180.76	100	▲ 90.0						
					武道場	貸室使用	22,000	12.00	1,833	549.75	500	▲ 72.7	1,200	262				
					会議室	貸室使用	9,600	12.00	800	136.62	100	▲ 87.5	300	315	170			
					個人利用料（中学生以下）	個人利用	料金未設定		—		無料	—	無料	50	無料			※個人利用は1日当たりの料金 中学生以下無料適用
					個人利用料（高校生）	個人利用	料金未設定		—		無料	—	140	100	100		高校生無料適用	
					個人利用料（一般）	個人利用	料金未設定		—	173.97	100	皆増	280	100	200	3施設平均使用料適用		
12	3-3	1	幕別運動公園野球場	幕別町体育施設条例	野球場	貸室使用	8,000	10.25	780	2,473.48	1,100	41.0	2,600			現行料金1.5倍限度適用 帯広市：帯広の森野球場		
13	3-4	1	幕別運動公園陸上競技場	幕別町体育施設条例	ウレタン走路	貸室使用	1,470	10.25	143	275.78	200	39.9				帯広市：帯広の森陸上競技場		
					グリーンダストトラック	貸室使用	3,530	10.25	344	662.32	500	45.3				現行料金1.5倍限度適用		
					芝生等フィールド	貸室使用	5,000	10.25	487	1,414.99	700	43.7	1,550	2,000		現行料金1.5倍限度適用 帯広市：帯広の森球技場 音更町：人工芝サッカー場		
					役員室（メインスタンド）	貸室使用	料金未設定	10.25	—	9.82	100	皆増						
					会議室（メインスタンド）	貸室使用	200	10.25	19	23.28	100	426.3						
					個人利用料（中学生以下）	個人利用	料金未設定		—		無料	—	無料				※個人利用は1日当たりの料金 中学生以下無料適用	
					個人利用料（高校生）	個人利用	料金未設定		—		無料	—	90				高校生無料適用	
					個人利用料（一般）	個人利用	料金未設定		—	698.98	300	皆増	190		現行無料理論料金50%限度適用 帯広市：帯広の森陸上競技場			
14	18-2	1	幕別運動公園ソフトボール場	幕別町都市公園等条例	ソフトボール場	貸室使用	料金未設定	14.00	—	176.77	100	皆増						
15	18-3	1	幕別運動公園テニスコート	幕別町都市公園等条例	テニスコート（4面）	貸室使用	料金未設定	9.00	—	7.80	100	皆増	210	無料	100	テニスコート1面の料金 帯広市：帯広の森テニスコート 音更町：希望が丘テニスコート 芽室町：テニスコート		
16	18-4	1	幕別運動公園アーチェリー場	幕別町都市公園等条例	10レーン	貸室使用	料金未設定	9.00	—	4.74	100	皆増	弓道：54 7-フェリ-： 11	36	170	1レーンの料金 帯広市：帯広の森弓道場12的 アーチェリー場40的 音更町：弓道場6的 芽室町：アーチェリー場4的		
17	3-7	1	札内スポーツセンター	幕別町体育館条例	アリーナ	貸室使用	78,000	12.00	6,500	1,547.79	1,500	▲ 76.9	3,600	1,575	1,570	帯広市：よつ葉アリーナ十勝 音更町：サンドームおとふけ 芽室町：総合体育館		
					トレーニング室	貸室使用	8,400	12.00	700	146.98	100	▲ 85.7						
					武道場	貸室使用	16,800	12.00	1,400	462.89	400	▲ 71.4	1,200	262				
					研修室	貸室使用	6,720	12.00	560	119.93	100	▲ 82.1	300	315	170			
					ランニングロード	貸室使用	料金未設定	12.00	—	380.60	100	皆増						現行無料理論料金50%限度適用
					個人利用料（中学生以下）	個人利用	料金未設定		—		無料	—	無料	50	無料			※個人利用は1日当たりの料金 中学生以下無料適用
					個人利用料（高校生）	個人利用	料金未設定		—		無料	—	140	100	100		高校生無料適用	
					個人利用料（一般）	個人利用	料金未設定		—	173.97	100	皆増	280	100	200	3施設平均使用料適用		
18	18-1	1	札内スポーツセンターテニスコート	幕別町札内スポーツセンター 屋外テニスコート使用規程	テニスコート（4面）	貸室使用	料金未設定	12.00	—	7.34	100	皆増	210	無料	100	テニスコート1面の料金 帯広市：帯広の森テニスコート 音更町：希望が丘テニスコート 芽室町：テニスコート		

公共施設の新旧使用料一覧（令和元年度決算）

番号	施設番号	施設数	施設名	条例等	施設区域・利用区分	使用料の 計算方法	現行料金			理論料金 (円)	新料金 ・100円未満切捨 ・最低料金100円設定 ・現行料金1.5倍限度 ・現行無料理論料金50%限度		1市2町の料金 (1時間当たりに換算)			備考
							全日 (円)	貸出可能 時間 (時間)	1時間 当たり (円)		1時間 当たり (円)	増減率 (%)	帯広市 (円)	音更町 (円)	芽室町 (円)	
19	3-10	1	忠類体育館	幕別町体育館条例	アリーナ	貸室使用	2,260	12.00	188	1,277.74	200	6.4				現行料金1.5倍限度適用
					個人利用料（中学生以下）	個人利用	料金未設定		—		無料	—				※個人利用は1日当たりの料金 中学生以下無料適用
					個人利用料（高校生）	個人利用	料金未設定		—		無料	—				高校生無料適用
					個人利用料（一般）	個人利用	料金未設定		—	173.97	100	皆増				3施設平均使用料適用
20	18-16	1	忠類野球場	幕別町体育施設条例	野球場	貸室使用	料金未設定	10.00	—	37.44	100	皆増	700	600	730	帯広市：帯広の森平和球場 音更町：希望が丘野球場 芽室町：野球場
21	18-34	1	忠類テニスコート	幕別町都市公園等条例	テニスコート（2面）	貸室使用	料金未設定	10.00	—	0.00	100	皆増	210	無料	100	テニスコート1面の料金 帯広市：帯広の森テニスコート 音更町：希望が丘テニスコート 芽室町：テニスコート
22	18-6	1	依田公園野球場	幕別町都市公園等条例	野球場	貸室使用	料金未設定	10.00	—	267.77	100	皆増	700	600	730	現行無料理論料金50%限度適用 帯広市：帯広の森平和球場 音更町：希望が丘野球場 芽室町：野球場
23	18-7	1	依田公園テニスコート	幕別町都市公園等条例	テニスコート（2面）	貸室使用	料金未設定	10.00	—	18.15	100	皆増	210	無料	100	テニスコート1面の料金 帯広市：帯広の森テニスコート 音更町：希望が丘テニスコート 芽室町：テニスコート
24	18-8	1	依田公園アーチェリー場	幕別町都市公園等条例	10レーン	貸室使用	料金未設定	10.00	—	2.59	100	皆増	弓道：54 7-フェリ-： 11	36	170	1レーンの料金 帯広市：帯広の森弓道場12的 アーチェリー場40的 音更町：弓道場6的 芽室町：アーチェリー場4的
25	18-9	1	札内川河川緑地野球場	幕別町都市公園等条例	野球場	貸室使用	料金未設定	10.00	—	314.21	100	皆増	700	600	730	現行無料理論料金50%限度適用 帯広市：帯広の森平和球場 音更町：希望が丘野球場 芽室町：野球場
26	18-10	1	札内川河川緑地ソフトボール場	幕別町都市公園等条例	ソフトボール場	貸室使用	料金未設定	10.00	—	123.10	100	皆増				
27	18-11	1	札内川河川緑地テニスコート	幕別町都市公園等条例	テニスコート（2面）	貸室使用	料金未設定	10.00	—	0.63	100	皆増	210	無料	100	テニスコート1面の料金 帯広市：帯広の森テニスコート 音更町：希望が丘テニスコート 芽室町：テニスコート
28	18-12	1	札内川河川緑地バスケットコート	幕別町都市公園等条例	バスケットコート	貸室使用	料金未設定	10.00	—	1.27	100	皆増				
29	18-13	1	札内川河川緑地サッカー場	幕別町都市公園等条例	サッカーコート（5面）	貸室使用	料金未設定	10.00	—	197.36	100	皆増	無料			サッカーコート1面の料金 帯広市：十勝川・札内川サッカー場
30	18-14	1	札内川河川緑地ラグビー場	幕別町都市公園等条例	ラグビーコート	貸室使用	料金未設定	10.00	—	270.05	100	皆増				現行無料理論料金50%限度適用
31	3-2	1	幕別町民プール（温水）	幕別町体育施設条例	個人利用料（中学生以下）	個人利用	料金未設定		—		無料	—	無料	110	無料	※個人利用は1日当たりの料金 中学生以下無料適用
					個人利用料（高校生）	個人利用	料金未設定		—		無料	—	200	220	200	高校生無料適用
					個人利用料（一般）	個人利用	料金未設定		—	709.63	300	皆増	400	400	400	現行無料理論料金50%限度適用 帯広市：帯広の森市民プール 音更町：アクリナちやっぽ 芽室町：芽室町温水プール
32	3-5, 6, 8, 9, 11	5	札内南・札内北・札内東・糠内・忠類町民プール	幕別町体育施設条例	個人利用料（中学生以下）	個人利用	料金未設定		—		無料	—				※個人利用は1日当たりの料金 中学生以下無料適用
					個人利用料（高校生）	個人利用	料金未設定		—		無料	—				高校生無料適用
					個人利用料（一般）	個人利用	料金未設定		—	494.00	200	皆増				5施設平均使用料適用 現行無料理論料金50%限度適用
33	18-17~21 18-	9	パークゴルフ場（18ホール）	幕別町都市公園等条例	団体使用（占用的使用）	貸室使用	料金未設定		—	639.89	300	皆増			9施設平均使用料適用 現行無料理論料金50%限度適用	
34	18-22, 25, 26	3	パークゴルフ場（36ホール）	幕別町都市公園等条例	団体使用（占用的使用）	貸室使用	料金未設定		—	611.24	300	皆増			3施設平均使用料適用 現行無料理論料金50%限度適用	

公共施設の新旧使用料一覧（令和元年度決算）

番号	施設番号	施設数	施設名	条例等	施設区域・利用区分	使用料の 計算方法	現行料金			理論料金 (円)	新料金 ・100円未満切捨 ・最低料金100円設定 ・現行料金1.5倍限度 ・現行無料理論料金50%限度		1市2町の料金 (1時間当たりに換算)			備考
							全日 (円)	貸出可能 時間 (時間)	1時間 当たり (円)		1時間 当たり (円)	増減率 (%)	帯広市 (円)	音更町 (円)	芽室町 (円)	
35	3-14	1	白銀台スキー場宿泊ロッジ	幕別町スキー場条例	大人（宿泊1人1夜につき）	貸室使用	2,360		—	2,636.92	2,600	10.2				
					小人（宿泊1人1夜につき）	貸室使用	1,330		—	1,318.46	1,300	▲2.3				
					おためし暮らし大人（宿泊1人1夜につき）	貸室使用	1,330		—	1,318.46	1,300	▲2.3				
					日帰り利用（1棟当たり）	貸室使用	2,000		—	1,408.77	1,400	▲30.0				
36	18-29	1	ナウマン公園キャンプ場	幕別町都市公園等条例	テント1張の使用料	貸室使用	料金未設定		—	1,095.37	500	皆増	1,320	4,000	1,810	現行無料理論料金50%限度適用 フリーサイト2大人1小人1泊の料金 帯広市：スノーピーク十勝ポロシリキャンプフィール ルド（1張1泊880円、リサイクル料440円） 音更町：十勝エコロジーパーク（入場料1,200円/大 人、600円/小人、1張1泊1,000円） 芽室町：新嵐山スカイパーク（参加料550円/大人、 270円/小人、1張1泊440円）
37	4-1	1	農業担い手支援センター	幕別町農業担い手支援セン ター条例	研修室1	貸室使用	2,700	8.00	337	204.81	200	▲40.7				
					研修室2	貸室使用	2,700	8.00	337	204.81	200	▲40.7				
					パソコン研修室	貸室使用	5,100	8.00	637	225.35	200	▲68.6				
					和室1	貸室使用	900	8.00	112	62.33	100	▲10.7				
					和室2	貸室使用	900	8.00	112	62.33	100	▲10.7				
					和室3	貸室使用	900	8.00	112	62.33	100	▲10.7				
38	4-3	1	幕別ふるさと味覚工房	幕別ふるさと味覚工房設置条 例	味覚工房	貸室使用	5,200	8.00	650	764.13	700	7.7				
39	7-1～3	3	老人健康増進センター	幕別町老人健康増進センター 条例	ゲートボールコート	貸室使用	無料	8.00	—	32.15	100	皆増	1,650	無料	266	3施設平均使用料適用 屋内ゲートボール可能施設 帯広市：すぱーく帯広 音更町：老人健康増進センター 芽室町：芽室健康プラザ
40	7-4	1	老人福祉センター	幕別町老人福祉センター設置 条例	健康相談室	貸室使用	無料	8.00	—	74.32	100	皆増				
					和室	貸室使用	無料	8.00	—	167.21	100	皆増				
					機能回復訓練室	貸室使用	無料	8.00	—	130.05	100	皆増				
					調理室	貸室使用	無料	8.00	—	70.19	100	皆増				
					集会室	貸室使用	無料	8.00	—	490.48	200	皆増				現行無料理論料金50%限度適用
					陶芸室（趣味の作業所）	貸室使用	無料	8.00	—	520.21	200	皆増				現行無料理論料金50%限度適用
					個人利用料（65歳以上）	個人利用	無料		—	83.64	100	皆増				※個人利用は1日当たりの料金
41	7-5	1	趣味の作業所	幕別町趣味の作業所条例	作業室	貸室使用	無料		—	4.89	100	皆増				

公共施設の新旧使用料一覧（令和元年度決算）

番号	施設番号	施設数	施設名	条例等	施設区域・利用区分	使用料の 計算方法	現行料金			理論料金 (円)	新料金 ・100円未満切捨 ・最低料金100円設定 ・現行料金1.5倍限度 ・現行無料理論料金50%限度		1市2町の料金 (1時間当たりに換算)			備考	
							全日 (円)	貸出可能 時間 (時間)	1時間 当たり (円)		1時間 当たり (円)	増減率 (%)	帯広市 (円)	音更町 (円)	芽室町 (円)		
42	7-7	1	保健福祉センター	幕別町保健福祉センター条例	多目的ホール	貸室使用	無料	8.00	—	311.61	100	皆増				現行無料理論料金50%限度適用	
					研修室1	貸室使用	無料	8.00	—	240.57	100	皆増				現行無料理論料金50%限度適用	
					研修室2（和室）	貸室使用	無料	8.00	—	146.23	100	皆増					
					福祉団体室	貸室使用	無料	8.00	—	77.83	100	皆増					
					相談室1	貸室使用	無料	8.00	—	15.58	100	皆増					
					相談室2	貸室使用	無料	8.00	—	15.58	100	皆増					
					調理室	貸室使用	無料	8.00	—	136.15	100	皆増					
					陶芸室	貸室使用	無料	8.00	—	152.66	100	皆増					
43	7-8	1	忠類ふれあいセンター福寿	幕別町忠類ふれあいセンター福寿条例	多目的ホールA	貸室使用	10,101	12.75	792	102.11	100	▲ 87.4					
					多目的ホールB	貸室使用	4,914	12.75	385	51.06	100	▲ 74.0					
					運動指導室	貸室使用	4,914	12.75	385	51.06	100	▲ 74.0					
					ふれあい調理室	貸室使用	4,914	12.75	385	35.74	100	▲ 74.0					
					ふれあい研修室A	貸室使用	2,184	12.75	171	25.53	100	▲ 41.5					
					ふれあい研修室B	貸室使用	4,095	12.75	321	45.95	100	▲ 68.8					
					舞台	貸室使用	1,638	12.75	128	17.87	100	▲ 21.9					
					個人利用料（中学生以下）	個人利用	料金未設定		—		無料	—					※個人利用は1日当たりの料金 中学生以下無料適用
					個人利用料（高校生）	個人利用	料金未設定		—		無料	—					高校生無料適用
					個人利用料（一般）	個人利用	料金未設定		—	89.71	100	皆増					
計		109															

## 各関係団体等への基本方針(案)の説明について

### 1 説明実施期間

令和3年3月24日(水)から令和3年4月23日(金)まで 31日間

令和3年8月20日(金)から令和3年9月30日(木)まで 42日間

### 2 対象関係団体 延べ303団体(延べ712人)

政策推進課：日本パークゴルフ協会、国際交流協会

糠内出張所：南幕別公区長連絡協議会

住民生活課：手づくりのまち推進委員会、消費者協会、

幕別地域コミュニティセンター利用団体

防災環境課：生活安全推進協議会、自衛隊協力会、陸上自衛隊第4普通科連隊

福祉課：社会福祉協議会、陶芸サークル、ボランティア連盟、ゲートボール協会、

特定事業所幕別会

保健課：老人クラブ連合会

農林課：幕別町農業協同組合、札内農業協同組合、ゆとりみらい21推進協議会、

和牛生産改良組合、幕別池田酪農ヘルパー有限責任事業組合、

畜産祭り実行委員会、森林組合、農地・水保全管理対策協議会、

北海道猟友会帯広支部幕別部会

商工観光課：観光物産協会、まくべつ稔りの里、幕別技能士会、商工会、援農協力隊

農業振興担当：新日本婦人の会、個人利用者

地域振興課：忠類地域住民会議、忠類地域公区長連絡協議会、

忠類コミュニティセンター利用団体

保健福祉課：忠類シニアクラブ

経済建設課：忠類農業協同組合

札内支所：札内コミュニティプラザ利用団体

農業委員会：振興会、OB会、自立経営育成協議会

議会事務局：議友会

学校教育課：校長会、教頭会、幕別清陵高校

生涯学習課：文化協会加盟団体、体育連盟加盟団体、

農業者トレセン・札内スポセン利用団体、学校開放利用団体、

忠類体育館利用団体、指定管理者

図書館：図書館事業委員会

### 3 意見の内訳

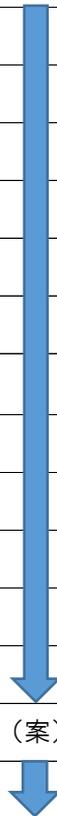
意見の区分	2月実施 パブリックコメント	3/24～4/23 関係団体への説明
有料化に賛成する意見	4件	9件
有料化に反対する意見	5件	1件
文化協会加盟団体に対する減免を要望する意見	14件	5件
体育連盟加盟団体に対する減免を要望する意見	5件	4件
各種団体に対する減免を要望する意見	2件	13件
高齢者に対する減免を要望する意見	8件	11件
定期使用に対する減免を要望する意見	1件	1件
へき地に対する減免を要望する意見	1件	
後援等に対する減免を要望する意見	1件	3件
指定管理者の使用に係る意見	1件	
少年団登録団体以外の小中学生の団体に対する減免を要望する意見	1件	
町民に対する減免を要望する意見		1件
高校生の個人利用料金に対する意見	2件	
低廉な料金設定を求める意見	6件	1件
パークゴルフ場の有料化を求める意見	8件	
パークゴルフ場の有料化に反対する意見		1件
利用率の低いパークゴルフ場の廃止を求める意見	1件	1件
ナウマン公園キャンプ場の有料化を求める意見	1件	2件
算定方法に係る意見	5件	2件
施設改修、施設管理の改善を求める意見	2件	4件
使用料の還付に係る意見	1件	
現行料金に対する意見	1件	
役場会議室の使用を求める意見		1件
計	70件	60件

## 使用料・手数料の見直しスケジュール（令和 4 年 10 月 1 日施行）

### 【令和元年度】

時期	項目	内容	基本方針の作成状況
R2. 1. 28	部長会議	今後の対応等説明	
R2. 2. 3	課長連絡会議	今後の対応等説明	
R2. 2. 7	使用料等庁内検討委員会、幹事会設立	任命文書発出	
R2. 2. 12	第 1 回 使用料等庁内検討委員会	基本方針たたき台説明	
R2. 2. 17	第 1 回 使用料等庁内検討委員会幹事会	基本方針たたき台説明、 使用料全般	

### 【令和 2 年度】

時期	項目	内容	基本方針の作成状況
R2. 4. 1	使用料等審議会 公募委員募集		
R2. 4. 30	第 2 回 使用料等庁内検討委員会幹事会	使用料全般	(素案)
R2. 5. 14	第 3 回 使用料等庁内検討委員会幹事会	使用料全般、減免基準	
R2. 5. 20	第 4 回 使用料等庁内検討委員会幹事会	使用料全般、減免基準	
R2. 5. 27	第 5 回 使用料等庁内検討委員会幹事会	使用料全般、減免基準	
R2. 6. 12	第 6 回 使用料等庁内検討委員会幹事会	使用料全般、減免基準	
R2. 6. 15	使用料等審議会 委員確定		
R2. 7. 1	第 7 回 使用料等庁内検討委員会幹事会	減免基準、手数料全般	
R2. 7. 21	第 8 回 使用料等庁内検討委員会幹事会	料金の適用時期、 激変緩和措置	
R2. 12. 24	理事者へ基本方針(素案)説明	基本方針(素案)説明	
R3. 1. 25	第 2 回 使用料等庁内検討委員会	基本方針(素案)決定	
R3. 1. 29	第 1 回 使用料等審議会、審議会へ諮問	基本方針(素案)説明	
R3. 2. 5	総務文教常任委員会へ基本方針(素案)説明	基本方針(素案)説明	
R3. 2. 9~28	パブリックコメント実施		
R3. 3. 4	第 2 回 使用料等審議会	基本方針(案)・新料金説明	
R3. 3. 19	総務文教常任委員会へ基本方針(案)説明	基本方針(案)・新料金説明	

### 【令和 3 年度】

時期	項目	内容	基本方針の作成状況
R3. 3. 24~4. 23	担当課による関係団体等への説明	基本方針(案)・新料金説明	(案)
R3. 8. 20~9. 30	担当課による関係団体等への説明	基本方針(案)修正内容説明	
R3. 10. 26	第 3 回 使用料等審議会	基本方針(案)・新料金説明	
11月上旬	第 4 回 使用料等審議会、総務文教常任委員会	基本方針(案)・新料金説明	
11月中旬	第 5 回 使用料等審議会、総務文教常任委員会	基本方針(案)決定	
11月下旬	第 6 回 使用料等審議会、総務文教常任委員会	答申(案)	
11月下旬	使用料等審議会から答申		
1 月	総務文教常任委員会へ整備条例改正(案)説明	条例改正(案)説明	
3月上旬	整備条例改正の提案・改正	条例改正	

### 【令和 4 年度】

時期	項目	内容	基本方針の作成状況
4 月~9 月	町民・関係団体へ周知	新料金周知	
10 月 1 日	条例施行		